

# ごみ処理施策検討特別委員会

## (第4回) 会議録

令和7年7月16日 開会

令和7年7月16日 閉会

河合町議会

## 令和7年ごみ処理施策検討特別委員会記録

令和7年7月16日（水）午後 1時30分開会

午後 4時50分閉会

---

### 出席委員

委員長	常盤繁範	副委員長	枚本貴司
委員	梅野美智代	委員	佐藤利治
委員	中山義英	委員	坂本博道
委員	長谷川伸一	委員	枚本光清
委員	大西孝幸	委員	馬場千恵子

---

### 出席委員外議員

議長	疋田俊文	副議長	岡田康則
----	------	-----	------

---

### 出席説明員

町長	森川喜之	副町長	佐藤壮浩
生活環境部次長	森川泰典	環境対策課長	内野悦規

---

### 事務局職員出席者

局長	高根亜紀	主事	平井貴之
----	------	----	------

開会 午後 1時30分

### ◎開会の宣告

○委員長（常盤繁範） では、予定の時間よりも少々早いんですけれども、全員出席されていらっしゃるということを確認しましたので、第4回ごみ処理施策検討特別委員会、第4回目になりますが、開催させていただきます。

構成委員としましては、議長と副議長を除き、このお二方はオブザーバーという形で10人の議員で構成される委員会でございます。本日は全ての委員さんが出席されているということ確認した上で始めさせていただきます。

まず最初に、町長よりご挨拶がございます。よろしくお願ひいたします。

○町長（森川喜之） どうも、本日の第4回ごみ処理施設検討特別委員会の開催、誠にありがとうございます。

広域ごみ処理も今年度から始まり、当町では10月から山辺広域に搬出するということで、大変事業計画、まほろばの中継地の建設が遅れたために10月になりました。これからまたマテリアルの問題やまた清掃工場の撤去も含めた様々な検討もこれから始めていかなければならぬと思います。

ごみ処理施策検討特別委員会の委員の皆様方には、また様々なご意見を聞かせていただき、今後の計画を立てまいりたいと考えておりますので、どうか委員の皆様方の届託のない意見をまたお話を聞かせていただき、町として今後ごみ対策に進めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします、挨拶とさせていただきます。

本日はどうもよろしくお願ひいたします。

---

○委員長（常盤繁範） それでは、事前にお配りした議題の内容に基づきまして質疑を進めさせていただきたいと思いますが、まず前提にお断りをさせていただきます。

今も写真撮られておりますけれども、議会広報紙、議会だよりのためにこの会議の模様をスナップ写真として撮らせていただきます。しかしながら、傍聴されている方々にはしっかりと配慮した上で、お顔が写らないように、お姿があまり写らないような形で写真撮影をさせていただく、スナップ撮影をさせていただくことをご了承いただければと思います。よろ

しくお願いいたします。

では、会議の進め方としましては、まず事前に配付された資料の内容をご説明いただくこととそれと本日皆様の机の上に追加資料としてお配りしたもの、この内容の説明も踏まえて理事者の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○環境対策課長（内野悦規） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） はい、内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） それでは、私のほうから本日の資料について説明をさせていただきます。

失礼ながら着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずはこの1枚ものの青いチラシのほうをご覧いただければと思います。

こちらにつきましては、前回のこの委員会におきまして内容等ご確認いただきまして、皆様のご意見を賜り、修正させていただいたものでございます。貴重なご意見ありがとうございます。

このチラシについては、先月6月の広報紙に挟み込みをして配布をさせていただいたほか、ホームページに掲載のほうをさせていただいているところでございます。また、6月の総代・自治会長会においてご案内をさせていただいております。

今後については、後に出できます詳細分別冊子「家庭ごみの分別と出し方」でご案内しようというふうに考えております。

続いて、A4サイズの要望書、横書き1枚ものになるんですけども、こちらをご確認いただければと思います。

こちらの要望書ですけれども、6月3日に環境省へ陳情に伺った際の要望書でございます。清掃工場のごみ焼却炉については、10月からの燃えるごみの広域処理によりまして、10月時点でごみピットに残っているごみを焼却し尽くした時点で焼却炉は廃炉となります。

その後の焼却炉の解体及び新施設の建設に際して、令和4年度以前に地域計画に河合町の事業を掲載していなかったため、現状では国の交付金を活用できないというところで交付金の制度を変えてもらうよう要望を行いました。

この地域計画についてですが、要望書の中の4段目の2行目に記載しておりますが、河合町としては天理・大和高田・葛城地域循環型社会形成推進地域計画第2期計画として、山辺県・北西部広域環境衛生組合の構成10市町村と葛城市で作成のほうをされております。

具体的には国の交付金については、焼却炉の解体及び新施設の築造に際しまして、循環型

社会形成推進交付金の活用ができればと考えておりますが、活用の際には地域計画に実施する事業として解体や建設などを掲載する必要がございます。

令和4年4月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に伴いまして、循環型社会形成推進交付金の要綱において、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容を記載することが追加されました。

このプラスチック資源の分別収集及び再商品化とは、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック製容器包装廃棄物を分別収集しまして、容器包装リサイクル法の指定法人または再商品化計画の認定を受けた再商品化事業者に引き渡す方法を指しております。

なお、現状におきましては、プラスチック資源の分別収集及び再商品化については、経過措置として適用を受けておりません。

河合町がこれから焼却炉の解体及び積替え施設またはマテリアル施設の建設の際に交付金を受けるためには、交付金対象事業を地域計画に掲載した際には、プラスチック資源の分別収集及び再商品化の記載も必要となることから、地域計画の構成団体の他市町村も経過措置を受けられなくなり、11市町村及び組合がこのプラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック製容器包装廃棄物の分別及び再商品化を実施する必要が生じるので、現実的ではございません。

そこで、河合町だけがプラスチック資源の分別収集及び再商品化を実施することによりまして、交付金を受けることができるよう制度改正を求める要望が要望の1の部分でございます。

要望2につきましては、要望の1の部分がかなわない場合には、河合町の事業が令和4年度のプラスチック新法施行に係る経過措置として取り扱いいただきたいというところでございます。

また、要望3につきましては、循環型社会形成推進交付金においては、1つの新しい焼却炉を造ると1つの焼却炉の解体も交付金の対象とするルールがございます。しかし、ごみ処理広域化においては、焼却炉を集約するということでございますので、この1対1のルールを再検討していただきたいという要望内容でございます。

なお、現段階におきましては、交付金が活用できるか不明ございますが、今後も環境省と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

それでは続きまして、ホッキスキスどめの本日の資料をご覧いただければと思います。

1ページのほうをお願いいたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合についてでございます。

これまでの経過についてでございますが、令和7年4月24日にやまと e c o クリーンセンター及びリサイクルセンターの竣工式が開催されまして、同じく4月24日と28日にクリーンセンター及びリサイクルセンターの内覧会が開催されております。そして、5月1日からクリーンセンター、リサイクルセンターが本稼働のほうをされております。

続いて、組合議会の案件及び結果についてでございますが、令和7年2月5日に令和7年第1回組合議会定例会のほうが開催をされております。

案件については4つございまして、このうち上2つの組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてと組合個人情報の保護に関する施行条例の一部改正については、刑法等の一部を改正する法律によりまして、拘禁刑の創設等が6月1日から施行されることに伴う改正でございます。

3つ目の組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、監査委員の報酬額の改正でございます。

4つ目は、令和7年度の組合予算についてであり、原案可決とされております。

続いて、2ページ目をお願いできればと思います。

まほろば組合の今後のスケジュールについてでございますが、中継施設につきましては、9月に竣工予定でございまして、その後、消防や建築確認等の検査を受け、9月下旬に竣工式を予定されております。そして、10月1日から中継施設の本稼働ということになる予定でございます。

続いて、組合議会の案件及び結果についてでございますが、1つ目については、令和7年2月20日にまほろば組合の組合議会の定例会が開催されておりまして、案件は補正予算（第2号）と令和7年度当初予算についてでございます。

補正予算につきましては、令和6年度の組合の当初予算においては、令和7年1月から中継施設の稼働を予定されていたことから、中継施設における運営業務の予算を計上をされておりました。その後、中継施設の本稼働が令和7年10月からとなったことに伴いまして、減額の補正が主な補正理由でございます。

なお、この補正によりまして、令和6年度の河合町の組合負担金は924万8,000円減額のほうされております。

続いて、可燃ごみの緊急対応についてでございます。

こちらについては、3ページのほうも併せてご覧いただければと思います。あと別添で配

付しております新聞記事のほうも併せてご確認いただければと思います。

こちらについては、諸事、連絡事項でも報告のほうさせていただいておりますが、4月10日に清掃工場焼却炉の2号炉におきまして、誘引送風機が故障いたしました。以後1号炉のみで運転しておりましたが、この時点においてはごみピット内のごみも少ないとから、焼却炉の稼働延長等により対応しておりましたが、ゴールデンウィーク明けの5月7日から1号炉におきまして乾燥ストーカの作動に不具合が生じました。このことから焼却能力が大きく低下しております。これによりどんどんごみがたまっていき、ごみピット外側まであふれこととなりました。

そこで、5月13日に山辺・県北西部広域環境衛生組合及びまほろば組合に対しまして、臨時的な措置として河合町のごみの処理及び運搬を受けていただけないかということで打診いたしまして、両組合から了承いただいたことから、山辺県北西部広域環境衛生組合のやまとecoセンターへ河合町のごみを運搬し、処理いただいております。

なお、焼却炉の修繕につきましては、1号炉は5月末で不具合のほうは解消しております、2号炉の誘引送風機については、先週末に修理が完了というふうになっております。

3ページのほうをお願いいたします。

5月14日当時時点と7月1日のごみピットの写真でございますが、一度ピットに入れたごみをショベルでくい上げまして、10トンのまほろば組合のコンテナに積込みして入れてことから、6月23日の週までは毎日まほろば組合の車で運搬していただいておりましたが、6月30日の週からは、ショベルでくえないとごみが減ってきたことから、毎日運搬ではなく、必要に応じ週2回程度の運搬をお願いしておるところでございます。

続いて、組合負担金における不燃・粗大ごみ分及び容器包装プラスチック分の調整についてでございます。

こちらにつきましては、これまで河合町が支払った建設費負担金におきましては、可燃分に合わせまして広陵町リーセンターで行う不燃ごみ、粗大ごみの分及び安堵町で建設中の中継施設における容器包装プラスチック分も含まれておるところでございます。この不燃ごみ、粗大ごみ分及び容器包装プラスチック分について、組合と協議を重ねまして、中継施設建設費の全体額から広陵町リーセンターで行う不燃ごみ・粗大ごみ分を差し引きまして、残額の中継施設の建設費の分可燃ごみ分と容器包装プラスチック分をそれぞれのごみ量の割合で案分することで進めておるところでございます。

なお、調整額につきましては、今後3町で覚書を締結する予定でございます。

続きまして、資料4ページのほうをご覧いただければと思います。

今後の清掃工場の再整備計画についてでございます。

(1) につきましては、10月から可燃ごみを広域処理することに伴いまして、10月時点でのみピットに残っているごみを燃やし尽くした時点で清掃工場における可燃ごみの焼却は終了する予定でございます。

なお、その期間については、最長12月までを見込んでおります。その後については、焼却炉が廃炉となりまして、焼却炉解体の上、新施設の建設のほうを考えております。

建設の時期については、先ほどの要望書にもありましたように、国の交付金の活用に向け検討が必要ですので、現時点においては具体的なスケジュールはお示しすることができません。

続いて、(2) 脱着ボディーシステム車両についてでございます。

こちらの車両については、昨年度一般競争入札を実施いたしまして、来月、再来月の9月末までに納車される予定でございます。

3番のフォークリフトにつきましても、今年度一般競争入札を実施させていただきまして、9月末までに納車される予定でございます。

続きまして、仮ストックヤードについてでございます。

こちらについては、図面の資料が本日お配りした資料と事前にお配りした資料の2枚がございます。

こちらの図面のようにストックヤードを設けましてその中にコンテナを置き、コンテナの中に可燃ごみを入れ、まほろば組合の中継施設まで運搬することを予定しております。仮ストックヤードの建屋建築に際しては、建築確認申請が必要となりますが、その際には清掃工場敷地内に存在する施設、建物なんですけれども、過去においての建築確認申請から検査事務所が発行されているか等の確認をされることとなります。

そこで、清掃工場施設について奈良県の建築課及び高田土木事務所において確認を行ったところ、1施設が整っていない状況が確認されまして、また過去において都市計画決定の区域の面積と建築確認申請の敷地面積及び地番が異なることも判明いたしました。これらの是正対応について現在時間を要しているため、当面の間、ピット前にを活用することとしております。

続きまして、ごみ分別の詳細分別冊子「家庭ごみの分別と出し方（案）」についてご覧いただければと思います。

この冊子は大きく前段と後段に分けておりまして、前段ではそれぞれのごみ区分ごとの説明、後段では50音順で品目ごとのごみ区分を掲載しております。

新しい分別の記載内容について大まかに説明のほうさせていただきたいと思います。

1ページをご覧ください。

このページでは、6月に配付させていただいたチラシにも掲載いたしましたごみ区分一覧のほうを掲載しております。

続いて、2ページをお願いいたします。

燃やごみの説明のページでございますが、真ん中の対象品目の中の上から4つ目の赤丸におきまして、今回新しい分別、プラスチック使用製品を可燃ごみに分別というふうにしております。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。

燃やさないごみ、粗大ごみについての説明でございますが、ここでは4ページの燃やさないごみにおきまして、対象品目の青丸1つ目のプラマークのあるプラスチックごみについて記載しております、汚れていないものは不燃ごみに入れていただくようになります。

続いて、6ページ、7ページをお願いいたします。

6ページ下段のペットボトルの写真にありますように、ペットボトル本体はペットボトルとして、そして、ペットボトルを包むラベルとキャップは燃やさないごみで出していただくようのご案内のほうしております。

続いて、8ページ、9ページをお願いいたします。

8ページにおきまして、今回の一番の変更点であるプラスチックの分別についての説明を掲載をさせていただきました。汚れている、汚れていないの判断の一つとして、写真のほうを掲載させていただいております。

10ページ以降につきましては、その他のごみの処理方法、清掃工場への持込み及び収集に出せないものについて掲載のほうさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、本日の資料の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（常盤繁範） 配付された資料について、議案についての説明をいただきました。

内容に移らせていただきたいと思うんですが、そうなりますと一部質疑ができないものがございます。それだけ今この時間を使いまして質疑を求めるといふんすけれども、内容としましては、要望書の件です。この要望書ご説明いただきましたが、各委員におかれまし

ては、何か質疑したい、疑義をただしたいところ、そういったものがありましたらこの場で質問を承りますが、ございますでしょうか。

○委員（佐藤利治） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 国のほうに要望書を提出されたということで、もちろん貴省ということで書いたので普通文書でいえば環境省ということになると思うんですけども、やはり提出してその反応はどうなのか、それとこれから要望ですから河合町が希望しているわけです。それをゴールを目指すために浅尾大臣に直接会いに行くとか、そういうふうな手段とか方法というのはどの辺まで考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず今回要望をさせていただいた内容というか、その環境省の方の反応というところでございますが、今後も協議を進めていって河合町の実情をよく知りたいというお話をいただいてまして、今後もその詳細についての協議を進める必要があるなというふうに考えております。

そして、今後大臣等への陳情につきましては、またある程度環境省の方と協議をさせていただいた上で検討のほう進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 分かりました。追加でちょっとお伺いしたいんですけども、これ僕貴省ということで、あなたの省ということで感謝申し上げるところでございますということでまとめてはったので、この要望書は環境省に出しているんですか。これは大臣には渡してないんですか。

それともう1点ごめんなさい。継続してやっていくということなんんですけども、次回会うときの約束とかそういうのはとられているんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まずこちらの要望の要望先については、環境省に要望という形で今回はさせていただきました。

次回いつかというところでございますが、前回この6月3日にお伺いしたときに今後担当同士で詳細について協議をまず行うというところですので、次回いつかというところはまだ設定のほうをさせていただいておりません。

以上でございます。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 何度もすみません。これは大臣にはいってないわけですか。大臣宛てにはいってなくて、この要望書は打合せに行ったときの打合せ資料ですか。大臣宛てに提出してきたんではないんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 今回の要望書につきましては、あくまでも環境省への要望というところで提出のほうさせていただきました。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 要望書読ませていただきまして、内容の4段目、一方、令和4年というこの段落のところの文章でご説明いただきたいんですけども、今後は地域計画に交付対象事業を追加する際には、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容を掲載する必要がありますと、この地域計画というのはどのような地域計画なのでしょうか。これちょっと今現実まほろば、山辺環境のこの天理・大和高田・葛城地域循環型社会形成推進地域計画第2期計画に当てはまるですか。それだけ確認をお願いします。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 長谷川委員おっしゃるとおりで、その天理・大和高田・葛城地区循環型社会形成推進地域計画第2期計画がこの要望書の本文で書かれています地域計画のことです。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） それでは、この地域計画について、河合町と三郷町と大和高田市は、不燃ごみ・粗大ごみはこの山辺・県北西部の天理組合のほうには参加してませんんですけども、河合町だけがなぜ遅れたのか、その理由はどのように把握しているんでしょうか。理解できないんですけども。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 現段階においては、このプラスチック新法によるものというところで考えております。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 今の答弁ちょっと分かりにくいんですけども、再度詳しく教えてください。

令和4年の4月の容器包装リサイクル強化されました。その内容も十分議会側としてもご説明を受けてませんでしたし、各議員私個人としても反省しております。もっと勉強、調べる必要があったなと思うんですけども、この点どのようにこのマテリアルのほうを計画を出さないといけない事情だったのか教えてください。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） この令和4年4月に法律が施行されまして、それに伴いまして循環型社会形成推進交付金、国の交付金の要綱のほうも改正のほうがされました。その改正内容が先ほどご説明させていただきました地域計画の中にプラスチック資源の分別の収集及び再商品化についてどういうふうに実施していくのかを記載してくださいというところが追加のほうをされました。それによって河合町としては現在事業を掲載していないというところでございます。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） この地域計画見ますと大和高田と三郷町はマテリアル推進施設計画として施設概要とか載せています。このような河合町としてはこういうような計画を提出すべき、早く提出しなければいけなかったのか、その点ちょっと教えてくれますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） この令和4年に施行された法律及び要綱をそれ以降に今から追記すると、河合町の事業を追記するということになりますと、他市町村、この地域計画に参加している他市町村、全部で11市町村あるんですけども、その11市町村全てに分別収集の影響が出てくるというところでございますので、現段階においてはちょっと掲載がなかなか難しいというところでございます。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） どのように影響するんですか。ほかの11市町村で河合町以外の10市町

村にこれどのように影響するか、単に言葉で影響する影響するとなっているけれども、これをもう一度計画を数字を入れ替えるとか、どのようになるのか、具体的に教えてください。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらについては、奈良県とも以前にも協議を重ねておりまして、どんな影響かというところなんですかけれども、この新プラ法といいますのがプラスチック使用製品廃棄物を再生利用しようというのがこの新しい令和4年4月からできた法律の趣旨でございます。交付金の要綱に記載されてますプラスチック資源の分別収集及び再商品化が何を指すかといいますと、このプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化とプラスチック製容器包装廃棄物の分別収集と再商品化をしなさいということが条件にされました。

今山辺の組合の枠組としましては、今回6月にご案内のほうこちらのチラシでもさせていただいたと思うんですけれども、プラスチック使用製品廃棄物については、可燃ごみに入れてくれないと、可燃ごみとして処理をしますというふうになってございます。これが山辺の枠組で決めた分別収集でございます。

今後河合町が交付金対象事業を掲載する交付金を取りにいくという際には、この地域計画に掲載する必要がございますが、もし掲載した場合にはこの11市町村も今の分別とは異なるプラスチック容器包装は分別は現段階もされているんですけれども、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集も新たにする必要が生じます。それによって現在河合町としては掲載をしていないというところでございます。

以上でございます。

○委員（長谷川伸一） はい、もう1点。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 例えばこの循環社会型推進地域計画と循環型社会形成推進交付金、交付金を受けるのにどうしたらいいかというインターネットで見ますと、単独の自治体でも速やかにやれば地域計画を出してやれば、環境省としての交付金は出すというふうな文言がインターネットで出てますけれども、例えばこの11市町村の天理組合の地域事業計画とは別途に河合町独自で容器包装リサイクル法に沿った地域計画を出したら交付金もらえると理解したんですけども、その点どうなんですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 私としてもいろいろ検討をさせていただいて、先ほど申しましたけれども、奈良県にも協議のほうをしておりました。地域計画を作成する条件というのがいろいろ諸々ございまして、人口要件がその中にありますと、5万人以上の枠組みでつくるないと地域計画としては認められないという条件がありますので、なかなか河合町だけでは不可能というところになっております。

○委員長（常盤繁範） 大西委員。

○委員（大西孝幸） 今その長谷川委員の質問に対しての回答なんですけれども、要は5万人以下であれば地域計画はつくれないという回答や思うんですけれども、要はその計画をつくるにしても11市町村の分別の方法とか内容が変わって承諾して、河合町以外の市町村が承諾していただければ計画としては成り立つんですか。

それと循環型形成交付金、その計画ができなかつたら当然受けることできないということですね。となると交付金受けられないと河合町が100%財源持たなあきませんよね。その辺のこととも考慮して考えているのかどうか、回答願えますか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然推進交付金活用すれば町にとってプラスになることは十分分かっております。ただ先ほど内野も言っておりますように、まず交付金を受けるに当たりましては、地域計画の作成が必要、記入が必要、ただし、5万人以上という人口の条件がありますと河合町単独では駄目、なおかつ当然河合町がその地域計画にうちのやりたい事業を書くという場合は、構成していただいている市町村及び組合のほうにも当然同意は必要であり、全て同意をいただいた結果、初めて地域計画に記載ができる、なおかつ河合町にとって有利な交付金を活用した事業を記載するということが進むことが可能ですけれども、先ほど言いましたように、新プラ法等の改正により山辺さんが新プラの前に組織されております。事前に新プラの前に組織されていますので、令和4年の新プラの要件、分別、再商品化については、経過措置としてもう要りませんよというお墨つきをもらっているので、河合町がもし今の段階で入るとなるとその経過措置、容プラ分について経過措置が外されてしまう、外されるということは当然10月からの収集方法についてもまた一部変更になる、また容プラ、再商品化等に伴う新しい設備等も今後造らなくてはならない可能性があるというのが今の段階での河合町が判断している状況になります。

○委員長（常盤繁範） 大西委員。

○委員（大西孝幸） 分かりましたけれども、要はこれ奈良モデルで行ったそもそもその事業ですから、知事の許可もそうですけれども、この要望書を見させてもらって結局は循環型形成交付金をより使えるような形の要望書になっていますけれども、計画ができなかつたら何の意味もないんぢやいますか。それから、今後その辺の要は交付金が受けられないときにどうするかという部分も考えておかな駄目なんですかね。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） まず町として当然どういうやり方がいいのか、町長、副町長含めて検討させてもらいました。今先ほど私が言ったような状況の中で、河合町が事業を進める上で有利な交付金、補助金をとれる方法として要望書1、2、3という3点挙げさせてもらっております。当然1、2、3それぞれ意味合いが違いますので、今後環境省、担当次長さん、その当時次長さんに、部長になっておられた方なので、あとは担当職員さんと河合町の実情、内情等を説明させてもらった上で、1、2、3について可能性があるのかないのか、当然この中では環境省としては、例えば3つ目の焼却炉を終却したことによって10ある残りの焼却炉について1つしか認められることについても環境省としてはそれを強く対応してもらえるように要望するということを言っていただいておりますので、ちょっとこれから1、2、3について詳しい状況を含めて、河合町が有利になるような相談、取組がないのか確認しながら進めた中でどうしていくというのが一番いいのか、交付金が活用できる、できない、できないであるならば次のステップとして何を持ってくるのか、当然交付金、起債で町の持ち出しがかなり変わってくるのを今若干試算はしておりますので、その辺も含めて今後ちょっと時間必要ですけれども、環境省とのヒアリングをメインに置きながら対応させてもらうというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） すみません、自分これ読んでちょっと本当によく分かりにくくて少しそういう点では飲み込みが悪かったのかなと思うんですが、だから今言われてきたことも少し繰り返しになるかもしれないんですけども、ちょっと確認したいと思うので、もう1回お願いしたいと思います。

一つは循環型社会形成推進地域計画とはこれは何を指しているかということは先ほどあつたように、山辺・県北西部、もう一つまほろばのほうも同じようにつくっているという位置づけたしかなっているんではないかと思うんですが、それは二次となっていましたけれども、二次というのはいつ付けてできたものですか。令和4年のプラスチックのあれの前なのか、

その後なのか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まずまほろば組合についてでございますが、まほろば組合についてもこの山辺、大和高田・葛城地域の地域計画の中に入っています。今野第2期計画については、この令和4年度より以前に計画されたものでございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） その上であれば先ほど長谷川委員からありましたけれども、要するに不燃や粗大は入っていない三郷と高田はその中に記載があるのに河合についてはどういう内容が結局入ってなかったということなんですか。逆に言えば大和高田とか三郷町はどういうことをその中に入っているんですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 大和高田市さん、三郷町さんにおきましては、山辺の組合としては可燃ごみだけ参加のほうをされておるところでございます。不燃ごみ・粗大ごみなどにつきましては、独自で処理されるわけなんですけれども、この地域計画の中におきましては、独自処理ということですので、マテリアルの施設を造るというところで計画のほうされております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ということは、あのあれにもありますけれども、うちも入っていないのマテリアルの施設を後で造るというふうに入れてないので、いわゆるこの交付金ということというのはちょっとプラスチックと行が変わっているので分かりにくいので、交付金で今言っている、要するに施設整備のための交付金これがその計画のほうに河合町としてはつくりますと書いてないので、今後受けられないのではないかという理解なんですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい、坂本委員おっしゃるとおりでございます。

○委員（坂本博道） その上で前文のところがいろいろもうちょっと精度を上げて書いておいたらいいのになと思ったんですけども、ただこのプラスチックに関する法律の関係で、結局分別、収集、それから再商品化に関わる計画をこうなっているんですが、だから当然今までいたとき分別収集については要するに従来もやっていたし、かつ10月以降もあれですか新しい山辺・県北西部もやるという前提になっているから、そういう点では当然それも入

っておるんやろなど、確かに再商品化というのはちょっと事業となるかもしれないからどうするか分からんのですが、そのことはさっきの交付金のもの建てますよというのとは別にして、新しい施設を整備したいということは別にして、プラスチック関係の分別や収集については、この事業計画に書こうが書くまいがもう入っているということではないんですか。県北西部の中に我々も河合町も入っているので。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） このプラスチックの分別の収集についてでございますが、今の現段階の山辺のごみの分別区分としましては、プラスチック使用製品廃棄物については、可燃ごみとして処理をしますというところでございます。この国の交付金の要綱が求めているのは、このプラスチック使用製品廃棄物だけを分別して収集する、そして最終的に再商品化をする、あと一つそのプラスチック容器包装廃棄物もそうなんですけれども、分別収集して再商品化までをしてくださいというのがこの内容の趣旨でございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） それは結局可燃のほうでなくて、マテリアルの取組としてそういう位置づけなさいということなんでしょうか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） これは全体的な感じになるんですけども、プラスチックについては今後再生利用していこうというふうな大きな動きの中、この令和4年にプラスチック新法が出来上がったものと考えております。要はごみの原料化のための一つとして国としても捉えているのかなというふうに私自身感じているところでございます。

○委員長（常盤繁範） 内野課長、今マテリアル事業として考え、位置づけてのものかという問い合わせに対して今のお答えというのは少し不十分かと思うんですけれども。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） このプラスチック使用製品廃棄物については、分類としてはマテリアル施設のほうの再商品化の分類に入るというふうに考えております。

○委員（坂本博道） すみません。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっと幾つか申し訳ない、そういうことを考えるとさっきの三郷と高田のところについては、そういうマテリアル施設を造りますということは書いていて、これは交付金に該当している、ただし今言っている分別収集とか再利用について何らかの何か新たな記載をしているんですか。でないとあそこはそう書いているから、ちょっと後で先ほど言わっていました下手すると10月以降のところでプラスチック関係のところの収集とかがそこに入つてないので認められないかもしないというふうな言い方を河合町ちょっと可能性があると言わっていたんですが、三郷と高田はその部分要するにプラスチック関係の収集や分別で持っていくことについては全然クリアされているわけなんですか。

○町長（森川喜之） 委員長。

○委員長（常盤繁範） 森川町長。

○町長（森川喜之） このマテリアルについての部分と山辺の焼却部分というのは、この山辺の広域の会議の設置当時その議論の中で、河合町はマテリアル事業には参加しないということで協議をされてまいりました。山辺の会議では焼却できるものだけを山辺でやるということで進んできたのが平成14年ぐらいのときから協議を始められて、山辺が設立されるまである程度の方向性が町で決められておりました。そのときに町は山辺の焼却には参加するけれども、マテリアル事業、粗大ごみやまた不燃物これらは河合町で処分をするという前提で山辺で協議をされてまいりました。その経過の中で私もこの町長就任させていただいて、このままではマテリアルを町単独ではするのは大変費用がかかるということで、山辺の中でマテリアルに参加をさせてほしいという意向を伝えてまいりました。その中で10市町村でまた協議をしていただいて、参加もできるだろうというような前向きな意見も出していただいている中で、広陵町もこの清掃工場あそこは焼却場でなしにリサイクル工場であると、そのリサイクル工場を潰すとなったときになかなか国の焼却場には潰す補助金は出るけれども、リサイクルセンターであれば補助金が出ないと、こういう話が今年の初めに出てまいりました。その中でまほろばの協議の中でできたら私ども河合町もそういう形で清掃工場潰すのに参加をさせていただきたいという話をさせていただいたときに、河合町は山辺の中で地域計画に参加していないので無理ですと、こういう話が出てまいりました。それに基づいてこれは大変な話やなということで、山辺の協議会でもお話をさせていただいて、まず環境省に要望を出して、まず地域計画を全体で出してはったけれども、うちもこれから出したいということで要望にまいった、陳情にまいったのが一つでございます。

また、今お話が出ているように、その山辺の会議の中でやはり三郷、高田その時点から別

でやるという形で清掃工場の解体、マテリアルの施設を造るという計画をずっとされてきたのが現状であります。

私も河合町は、これをできるだけ河合町の1町でやるよりマテリアルに山辺に参加させていただいてやりたいということで、協議を今進めてきているところです。これはもう今に始まつたことではなしに、もう5年、10年前からこの話は出ておる話やと私は存じております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） とりあえず自分が聞きたかった、これあと2つぐらいしておきます。

今町長のほうが言われた河合町が地域計画に参加してないんですという表現というのは、町長は前聞いたらよく分からんかった、ただ今さっき言ったように今ある循環型何とか地域計画そのものが山辺・県北西部のところつくっているやつの中には当然河合町も入っていると、名前が入っているので全体としては入っていると、ただしさっき言われたマテリアル施設を今後造りたいという意味合いのことをその計画の中に書いていないという意味ではその部分が参加していないという表現が正しいのかどうか分かりませんけれども、抜けている、その中に入っていないので、今後もし町独自にマテリアル施設を造ろうとしたときにはその計画に書いてないので出ませんよという意味合いで理解したんです。だから事業計画に入っていないという意味ではなくて、その中のところで将来造りたいという記載を入れてなかったという意味で入っていないという表現を受け止めるので、ちょっとそこをもう1回確認したいです。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 今、坂本委員がおっしゃったように、地域計画の中に当然河合町構成市町村として名前は連ねてあります。河合町として何をするんですかという内容については、山辺のほうに可燃ごみだけは参加するというふうに記載がされておりました。今おっしゃっているようにマテリアル等々のことについては、記載はされておりませんというふうに記憶しております。

○委員（坂本博道） 最後。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 分かりました。だから入っていないという表現というのはちょっと正確ではないというふうに思うのが一つ、だから今回これ出すのは結局ポイントは今聞いていて改めて思ったのは、一番は後の事業計画の中にもありますが、新たにマテリアル推進施設を

造ろうかなと、今潰した跡にということをやるときに交付金の対象に今のまではならない可能性があるというところが一番大きいんかなと、ただもう一個思ったのは、先ほどちょっとありましたように、10月からの分別収集の際にもプラスチック製品のところについて結局可燃ごみとして出せる分、でも汚れている分とかは不燃ごみとなります。これはだから結局山辺へ持っていかないということになるんですか。袋が違うということで不燃ごみ対象になるんですか。だからそしたら収集がスムーズにもしかしたらできない可能性があるという意味でこれ懸念しているのかなと思ったんですが、その2点かと思うんですが、お願ひします。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） こちらの説明不足ですみません。

まず、ペットボトル等について今10月からの収集について汚れている場合は燃やすごみ、汚れていない分については分別して商品化するという仕組みになっております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） だから汚れているものは可燃物でないということになると要するにこれは山辺へ持っていかないんですかという意味です。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 汚れているものは可燃ごみとして今後取扱いをさせていただくんですけども、汚れていないものについては10月からは当面自己処理となりますので、これまでどおりの処理ということをさせていただく予定をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） ちょっとそもそも論聞きますけれども、この要望書の第4弾を読みますと、令和4年に容器包装リサイクルが強化されたときに町がどのようにこれを読んでどのように対処した、これある意味ではミステイクですよね。事業計画は本当は令和4年度でも策定地域計画しておれば、三郷町や大和高田市のようにこのように出しておればよかった、どのような理由でこれができなかつたのか、それを原因をつかまないかん違います。

実は令和2年の1月からこのごみ処理施策検討委員会を設置して、令和4年度まで11回開きました。そのときにはマテリアルをこの不燃ごみをどうするか、施策をどうするか、河合町独自でやるのか、また天理のほうの組合に入るのか、そういう方向性は審議してきました。そういう内容がまだできなかつたから、決まってなかつたら地域計画をつくることができなかつたのか、それとも当時令和2年、令和3年、令和4年度の人事異動を見ますと、部長

がころころ失礼ですけれども、いろいろ代わってました。そのときに引継ぎが十分に行われなかつたのか、何らかのこれミスティクはあるから、その要因をきっちりと精査してチェックしておかないと同じ過ちが起きますから、まずそこからやっていって、そしたら今度は課題があつたらこの問題に対してはどういうふうに持つていこうとかいう検討しなければいけませんから、そこをやはりどこが問題だったかということを担当部局と町長はじめ副町長はじめよく精査していただきたいと思います。

ちょっと長くなりますが、令和4年度の7回目か8回目に当時の清原町長と田中副町長がごみ処理の環境のほうには対策課をつくって特別チームをつくりますと言つたときに、私は個人的には副町長にトップになってこの問題は大きな問題だから早く方向性を決めるように資料をまとめてくれと言つてましたけれども、全部下に丸投げして終わつたという結果になつてますから、そこに問題があつたのではないか、そういう点も含めてまずそこら辺をちょっと説明してください。担当でお願いします。

○町長（森川喜之） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 森川町長。

○町長（森川喜之） 今の長谷川委員の質問にお答えします。

本当に振り返つていろいろなことを精査せなあかんと私も思います。同感やと思っております。ただ、今このマテリアルに参加するしない、しないというのを決めたのは本当にう数年前、これは設立する以前から町は単独でやるという結論を出して今まで議会のほうでもそういう審議をされてきましたように私は感じます。やはり町がその趣旨で山辺で協議をされて、河合町は参加しない、その結論に基づいて今まで山辺で進めてこられたと、私は町長に就任させていただいて山辺の会議に入って話をさせていただいたときに、河合町さんはマテリアルには参加しないという基本の合意から今始まつて工事のときでも途中参加は各構成市町村で協議はせないかんというのが話の第一歩でございました。それが基本的にその当時に話をもし町がマテリアルに参加しなければ、三郷町や高田のようにしっかりと計画を立てていくのが本来であったと思います。それが今なぜ抜けたかとかいうような話は、今の現時点でも私もそうですし、うちの職員も当時のことを知つてゐる職員はほとんどおりません。今もう一度これからしっかりと協議をさせていただいたら、今この地域計画でうちが参加できないと言われたのは、この2月です。2月に初めて分かっただけで、それまでその分かつた原因というのは、今後清掃工場を解体していかなければいけないと、この解体するときに地域計画に入ってなければ国からの補助金も出ないというような話が入つてきつたので、今しつか

りと見直してもう一度今進んでいる中で、河合町は遅れた部分を環境省にできればそういう枠で入れてもらえるかどうかというのをこの要望書を持って国のほうへ早速行かせてもらったのが事実であります。

本当にこの内容について議会の先生方がいろいろなお知恵を出していただいて、また環境省にも、またこれが環境省、環境大臣はそういう県内の国会議員の先生方おられたそこへ持っていきたいと思っています。けれども、今そこまで話の詰めができない、環境省でもどういう形でこれを受け取ってもらえるか、河合町の要望はいけてもやはりその枠の中に入れてもうのに今調整をさせていただこうとしているのが今の現状だと理解をしていただきたいなと思っております。

○委員長（常盤繁範）　長谷川委員。

○委員（長谷川伸一）　ちょっと河合町で恐縮ですけれども、要望するのは分かりますけれども、ただ僕は環境省の役員だったら持ってこられたら河合町としてはどうするんやと、詳細に計画立ててこういうふうにしたいのでこれでこういうふうにしてくださいというのをまず小さい案をつくって要望書出さないと、ただ言葉で3行か何行かでやって、それで認めるということはしませんよ、役人さんは。そう思いませんか。まずそういうことも後で答弁してください。

まず聞きたいのは、令和4年度当時に部長、次長いませんけれども、課長、内野課長は令和4年に課長になられましたけれども、そのときにどのように事務を引き継いできてこういうことが今になって2月に分かったかというのも非常に僕としては心外なんです。あなたたちは行政のプロでしょう。そしたらもう少しきっちりと法令をよく読んでいただいて、どこに漏れがないのか、河合町としてはどういうふうにやれば交付金が受けれるか、そういうのをきっちりと精査して業務を引き継いでいくのが筋ではないですか。その原因が分からないでそもそもどうしたらいいかということをきっちりと今要望要望といったってこんな文書だけ要望持っていく、まず事業計画を持ってこいといって環境省言うはずです。決めていかないけないでしょう、こういうことは。

○委員長（常盤繁範）　一旦議事止めます。

よろしいですか。長谷川委員、質問ですか。今のは質問ですか。質疑になりませんよ。少し整理して質問いただけますか。時間をおきますので。

坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道）　すみません。ただちょっと自分今振り返っていてなぜ入ってないかとい

うこと、逆に理解できるような気がします。あの当時、基本的にはこれなぜ入るかということについては、将来的にいわゆる今の燃やすほうのこれを古くなってきて建替えないかんと、考えたら将来的には大変だから入ったほうがいいと、そういうこと言いながらかつ一方で不燃、粗大については、例の缶、瓶のあの機械、これは引き続きリースで使える、かつ不燃、粗大を処理している施設もまだ当分使えると、だから自前でいったほうがいいんだということを言った、だからあの時点では今回出ているようにマテリアル施設を造りますというようなことは言つてないし、言えなかつたと思うんです。要するに将来的にはそれなら不燃も可燃も入つていつたらどうやろうとか、ずっと附帯決議を上げてその方向で考えますと言つてゐるわけなんで、だから将来的にマテリアル施設を造りますということを書いてしまえばそれならその気ないのかとなるし、その施設は使えるということで言つてゐる前提にしてやつてゐたわけやから、そういう意味でこの時期の段階でいえば、そのマテリアル施設を造りますと書いてしもうたら当時の方針と変わつてしまふし、そしたら何で入るんやと、また燃やすごみ、ほならその時点で何で造るとなるとものすごい費用かかるから、そのことが分かつてゐるんやつたら今の段階でやめて入つたらどうやとこうなつていつたので、だから多分あの時点で言つたら、ここに書いているような推進施設を造りますという方針は、これ後で聞こつと思っていたんやけれども、こんな方針は実は全然聞いてなかつたと思うんです。ただあれ終わつてから幻ではないけれども、後の施設整備計画みたいなのがありますというのが分かつて、こんな知らんぞということになつて、だからそういう点で言つたらそんな金かかるんやつたら将来的にかかるんやつたら初めから入つたらどうやつたという議論があつたと思うんです。

そういう意味で言つたら、あの時点でマテリアル施設を将来造り替えますという方針は明確にしてなかつたので、あえて言えなかつたんぢやうかなと自分はそのように理解します。それはどうですか。そのあたりそういうこと引継ぎになるんかもしれんけれども、そういう意味でいつたらあの時点で入れてないのが、入れていたら逆に何でやとこう僕らからなつたんではないかと思いますが、そういう認識は全然ないですか。

○委員長（常盤繁範） 答弁の前にすこし説明、補足のお話をさせていただければと思うんですが、私がこの改選後に特別委員会の委員長にならせていただいた一番最初の特別委員会の際に、これまでのごみ施策検討委員会開かれた経緯の部分説明していただいているんです。その資料がございます。

ちなみにですけれども、令和4年4月以降に3回ほど開催されているんですけども、そ

それぞれのお話になられた、理事者側でお話になられた内容をお話ししておきます。

まずは第8回、令和4年5月26日、こちらでは今の質疑に関連するところとしては、河合町と組合の分別内容についてというところの部分ですね。それと組合加入の場合のごみ処理の流れについて、それと不燃ごみと広域化参加検討状況についてというところの部分で質疑がなされております。

続きまして、第9回、令和4年6月16日、不燃ごみ等の広域組合及び単独での処理に係る概算費用比較及び課題について、ここで大分踏み込んだ形で参加できないのかどうかという話合いが行われております。

続きまして、第10回、令和4年8月4日、不燃ごみ等の広域組合の参加、不参加に係る意思決定について、こういった形で話合いが行われているんですね、質疑。その際に今の地域計画云々の話は全く出てなかつたんです。それについてやはり各委員さんが何ぞやという形で質疑をさせていただいておりますので、その辺もご理解いただいた上でご答弁いただけますか。ごみ特やっているんです。少なくとも4回やっているんです。

時間1時間過ぎてますので、ご答弁の用意もあるでしょうから、10分ほど休憩をとらせていただければと思います。

再開に関しましては、55分からこの時計でよろしくお願ひいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時55分

○委員長（常盤繁範） 再開予定よりも1分ほど早いんですけども、皆さん着座されているということで、再開させていただきます。

では、理事者の方から答弁をお願いします。

森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） まず地域計画の認識ですけれども、町長がおっしゃられました令和7年2月に当然事務局の方にもこういう話が確認できましたので、承知しております。

あと1点、長谷川委員から一つ質問されました新プラの関係で山辺について取り込めなく

ていいのかということですけれども、実際言いますと山辺の組合の計画は、令和4年前に決定されており、経過措置として新プラ法が施行された後も経過措置でも対応しないでいいことでは聞いております。

以上です。

○委員長（常盤繁範） この件についてよろしいですか。

では、枚本委員、どうぞ。

○委員（枚本光清） 何点かですけれども、1点ずつ聞きます。

6月3日に環境省へ陳情に行かれたということですけれども、陳情に行かれたメンバーを教えてもらえますか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 町長、副町長、私、内野4人で行かせてもらいました。

○委員長（常盤繁範） 枚本光清委員。

○委員（枚本光清） では、その上でお聞きします。

東京へ陳情に行かれたということで、環境省に行かれた、環境大臣には会っておられない、では奈良県選出の国会議員にはこの河合町の現状を聞いていただく機会持たれたんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 大臣と同じように今現在は環境省の次長さん及び関係する職員さん4名、合計5名のみの対応で、大臣及び奈良県選出の国会議員等については、応対させてもらっておりません。

○委員長（常盤繁範） 枚本光清委員。

○委員（枚本光清） その上で質問になるかどうか分かりませんが、何しに行かれたんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然河合町として今後の清掃工場の運営等々について補助の対象が今現在使えない状況ですので、何とか使えるよう国からの援助を含めて検討してもらえないかという第1段階で陳情へ行かさせてもらいました。

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。

委員長を交代します。

○副委員長（枚本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 枝本光清委員の何しに行きはったんですかというところにつながるところでもあるんですけれども、私も確認、1点ほど確認させていただきます。

これは陳情要望ですよね、国に対する。何でこれ議会を通してくれないんですか。議会も通すべきではないですか。議会の議長の名前と町長の名前、二元代表制の下に議会のほうとしてもこの内容をしっかりと把握した上でお願いしますという形、それを付して初めて町全体が要望しているんだなというメッセージ性が初めてなされると思うんですが、そういった手續はなぜなされなかつたんですか。

ですから、この場での話というのは事後報告なんですけれども、例えば地域計画の話だってこの要望を出すために我々に説明してくださればよかったです。なぜそれをなさずに単独でされているのか、私には全く理解できないんですけれども、その検討はなされたんですか。この1点だけ確認させてください。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○副委員長（枝本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 今回要望書を出すに当たりまして、森川町長のお名前で出させていただいたというところでございます。私どもとしましても、こういった要望活動というのはなかなか今までにケースがないというところでもございまして、山辺の組合さん、そしてまほろばの組合さんとどういった形で要望活動をされてますかということで、事前にお伺いした中で、今回環境省のほうにお伺いさせていただきました。

そこで、山辺の組合さん、そしてまほろばの組合さんも含みまして、どういった要望書の内容ですかともこちらから問わせていただきまして、そのときに山辺の組合であれば管理者、そしてまほろばの組合も同じく管理者の名前で要望書を出されてましたことから、それを踏まえまして河合町としても森川町長のお名前で出させていただこうというふうにさせていただきました。

○副委員長（枝本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 私は議決機関としての議会をしっかりと陳情ないし要望をこういう形で出したい、各議員全ての議員に採決を求めて議決の内容としてしっかりと出すべき、これが本来の形ではないのかというところで私は問いでいるんです。その上でお伺いします。

今の答弁の内容分かります。理解できました。しかしながら、議決機関としての議会のほうこれから通さずにこの計画推進できるのか、できないのか、そこだけ確認させてください。

○町長（森川喜之） 委員長。

○副委員長（枚本貴司） 森川町長。

○町長（森川喜之） 常盤委員のご質問にお答えします。

行政として本当に議会の議員の先生方を無視するわけではございません。そういうつもりも毛頭ございませんし、ただ、このマテリアルの問題、山辺の問題、これらは先生方もご承知の上で今まで進めてこられないと私は感じておりますけれども、しっかりと今もう10月から始まる部分で早急にこの予算立てもしていかなあかん、また今後のそのマテリアルもどの方向でやるかというのをやらなあかんということの焦りはございました。

それで、委員のおっしゃるとおり様々な面をご相談するのが本意ではございますけれども、やはり国との調整、またこれからこの話をまだここは要望を出して終わりでないです。今要望を出させていただいてその道筋の中でいい方法を模索したいというそういう気持ちの中で、先生方にまだこの中身のどうなっていくかということすら今の現状見てないです。清掃工場もこれから町の単費で潰していかなあかんかも分からん、マテリアルもしかりです。その中で行政としてできるだけ国の支援、指示をいただきたいと思っております。

また、国会議員の先生方や大臣にしっかりとまたお願いに行かなければいけないけれども、今の右も左も分かってない状況で私どもも大臣の先生やまた国会議員の先生にお話に行くというのもまだ時期尚早かなとも考えておりました。先ほどの委員がおっしゃっているように、何も私が維新の公認候補やからほかの国会議員の、県内の国会議員の先生方のところにお願いに行ってないというようなことはございません。町長として河合町がこれからどれだけの予算がかかるか分からぬ、そのような状況の中で国会議員の先生方やまた官僚の方々にお願いをしに行ってどのベースにのるか、またどの予算で計上させていただけるか、そういうことを今後進めていきたいと思います。

先生方に無視するとか、先生方をほうっておくということは私も考えておりませんし、町としてもそういうことにはしないように先生方とともにお話をていきたいとも考えておりますので、これからまだ環境省も様々な面で協力をいろいろな意見を出していただいて進めてまいりたいとそのように思っておりますので、この予算が通すとか通さんとか、通さなかつたらどういうふうになっていくか、そういうことも考えていただいて、行政と議会と住民の皆さんとの本当のこれから起こる問題、これらと一緒に考えていただきたいと私は考えております。

○副委員長（枚本貴司） 委員長代わります。

○委員長（常盤繁範） ありがとうございました。

中山委員、先に手を挙げてました。挙手されていましたので、どうぞ。

○委員（中山義英）　言いたいこと大体委員さん言われたんですけれども、ちょっと1点確認させてください。

今回の件について要望書出せるに当たって、当然組合のほうにもお話をされたということで、奈良県のほうにも恐らく協議はされているとは思います。県のほうがどういった形で関与していくとか、そういうことか意思表示のこと何か県から言われてはりますか。それとももう県はいやもう河合町は勝手でやつてくれたらいいよと言うてるのか、そこらあたり奈良県のその関与ですね。

○委員長（常盤繁範）　森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典）　この要望活動について、まず県の市町村課のほうにはこういう形でいくということで連絡はさせていただいております。ちょっと今の現段階で県のほうからアドバイス、助言等についてはいただいてないのが現状です。県の市町村課に連絡させていただきました。

○委員長（常盤繁範）　中山委員。

○委員（中山義英）　連絡して県は何か回答くれてますか。今後もし駄目やつたら県も入って一緒にやりますよとか。

○委員長（常盤繁範）　森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典）　県の市町村課にまず連絡させてもらって、環境省へのつなぎということで、東京事務所の職員さんを当日派遣していただきました。

それから、指示についてはまだちょっと今現在どうするこうするというアドバイスはいただいておりません。

○委員長（常盤繁範）　長谷川委員。

○委員（長谷川伸一）　今までの経緯はどうしようもないんですけども、今後何をすれば一番河合町として負担が少なくなるかということをやはり模索せないけないと思います。そこでお尋ねします。

今担当部局のほうで今の焼却炉、2基ある焼却炉の解体費用とか、それともし河合町が失礼なんですけれども、天理組合のほうにマテリアルのほうも参加した場合、積替え施設の築造とか、また今度は参加しない場合、単独でマテリアルリサイクルの推進をしてリサイクルセンターを造るとか、そういう費用の設計というのか、概算、積算はできませんか。

○委員長（常盤繁範）　森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） ちょっと今おっしゃっていただいた費用についてのあくまで担当レベルの積算については、させてもらっております。具体としては幾らかという数字についてはちょっとまだ言えない状況ですけれども、焼却炉解体、あと山辺に行く場合、自前でする場合についてどのくらいの費用についてかかるという試算については今の段階ではしておりますけれども、もう少し精査が必要ですので、具体的な金額ということについてはちょっと今言えない状態であります。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） ありがとうございます。例えばA案がマテリアルの積替え施設、B案とした場合、金額の多寡はあると思うんですけれども、大体どっちが負担が大きいとかそこまでも言えませんか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） ある程度の試算はさせてもらっておりますけれども、今おっしゃっていただいたどちらがどれだけ安いのか、ちょっとそこは今のところ言えないところでございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 少し先ほどの議論踏まえてちょっと質問します。

確かに何でその計画の中に河合町が入ってなかつたかというのは、この要望書との関係で議論するのはあまりちょっとよくないというか、あまりそこでは深まらんと思うので、要望書に沿つた形でどうするかということであれなんですけれども、との要望の関係で1に書いている交付対象事業というのは、これは具体的に何を指していることになるんですか。

○委員長（常盤繁範） 1番、地域計画に河合町の交付対象事業を追加する際にというところの部分ですね。ご答弁いただけますか。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちら1番の要望書の交付対象事業につきましては、マテリアルの施設というところで考えてございます。

○委員（坂本博道） そうですか。その前の前文のところの最後のほうで廃焼却施設について整備する施設数を超える廃焼却施設の解体撤去は交付対象外となっている、解体撤去費も交付対象というのは言葉と一緒に出るんですが、ちょっと今あなた12月からやらんとおかないと今町長言わっていたのは、解体のほうのことなのかなと思つたりしていたんですけども、

そこはどう理解したらいいんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） この前文にあります廃焼却施設についてということでおよしいでしょうか。

こちらについては、要望の内容の3番に関連するところなんですけれども、1つの新しい焼却炉を建てましたら、古い焼却炉の1つはその交付金の対象にしますというところが解体費用について交付金の対象としますというところになってますので、今の枠組みでは山辺の組合として数個ある焼却炉を集約して山辺で大きい焼却炉を建てたというところでござりますので、1つを焼却炉新しいのを建てたことによってそれに関連する廃焼却炉については、交付金の対象としていただけないかというのがこの3番の要望書の内容でございます。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 今回の要望の一番のポイントということで、要するに解体する費用とそれからあの跡でマテリアル造るという費用との関係が交付の対象になるように何とかならないか、当面でいえば解体するのが先ですけれども、そのためにもう1回事業計画に入れさせてもらわへんかという意味か、入れないときであれば何とかしんしゃくしていただけないかみたいなように読めるんですが、だからそうみえたら要するに確かに費用必要ですからそれが少しでも確保できるためにマテリアルのやつ造るという言葉を例えれば入れておくということ自体をとりあえずだったら例えば了解しておいてもいいとは思うんです。そういう意味だったらそれが入れば何とか確保できるというほうに思っているのかどうか、だから確かに要望出しているんだから今議会で何かということにはならんのですけれども、ただ今後の事業の展開の仕方、後の方にありますけれども、それには影響してくると思っているので、それで言ったら確保をするためにもうちょっとあれですが、具体的にはどういうふうにしたってその可能性はあるのかどうか、ちょっと意味分かるかな、お願いしたいです。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、申し訳ございません。ちょっと私としても質問の意図が、少し整理してもう一度質問いただけますか。

お願いします。坂本委員。

○委員（坂本博道） 要するに解体費用等を確保すると言うたら、今ある2基のやつを解体すると、その上で新しい1基は造ると、マテリアルですけれども、そういうこととして認めてもらうて何とか解体及び次の造る交付の対象にしてもらえないかというところが一応ポイントなんですかということで。

○委員長（常盤繁範） ご答弁いただけますか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず焼却炉の解体費用が交付金になるかどうかというところなんですが、この循環型の交付金を使うためには、まずは新しい施設、例えばマテリアルの施設であるとか、中継施設であるとかを建設するという目的が必要です。その目的の中でもともとある廃焼却施設を一旦取り壊して同じ場所、その場所に中継施設とかマテリアルの施設を建てるんであれば、この解体費用も循環型の交付金の対象としましょうというのがこの交付金の内容でございます。

以上でございます。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） まず要望の趣旨1番目確認します。教えてください。

この地域計画に河合町の交付対象事業とこの1番目は、河合町がマテリアルの施設を建設する際にこういう措置をお願いしますということでおろしいですか。交付のほうお願いしますということでおろしいですか。その確認だけ、単独でマテリアルリサイクル施設を造るという計画に沿ったということでおろしいですか、1番目の趣旨。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 今回要望させていただいたこの1番については、マテリアルの施設として想定をして考えました。ただ、あくまでも国としてはこのプラスチックの再商品化を念頭に考えておられますので、それを踏まえた上での要望活動という形で1番を考えました。

以上でございます。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、よろしいですか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 2番目ですね。2番目については、これを読みますと、2番目の文言を読みますと、中継施設建設に対する要望書ということで理解していいんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 要望書の2番につきましては、交付金のメニューとしては中継

施設になろうかと考えております。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、3番目よろしいですか。

では、長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 3番目については、通常私もこの山辺のほうに参加するということで、広域のほうで焼却するということになったので、2基ある焼却炉の解体はもう既に国の交付金は助成があると思っていましたけれども、2基あるうち例えば1基だけが交付金が受けられないのか、そこら辺が分からぬんです。2基とも交付金が受けられないのかどうか、今の現状では、その点ちょっとご説明ください。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） こちらの3番については、河合町は1号炉、2号炉と2つの焼却炉あるんですけども、これを1つの焼却施設と捉えて考えております。

以上でございます。

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。

ここでオブザーバーであります疋田議長より発言を求められておりますが、皆様ご了承いただきてよろしいですか。異議ございませんね。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） では、疋田議長、どうぞ。

○議長（疋田俊文） 私もちょっと3時半またちょっと公務がありますのでこの際に、実は住民からこれも緑ヶ丘の住民ですけれども、燃えないごみに対してどうするんですかと、燃えるごみに対してはいろいろ議論されていますと、燃えないごみに対してもやはり同じごみやから検討がない、いろいろ町内で処理するとかというような向こうへ持っていくかないというような決まりがあるとか、でも住民さんは燃えないごみに対してどうするんやと、お金もかかっているからこれも議論してくださいと。

私は2年前に議長に就任した等で向こうの議員、まほろばの議員にも参加していました。その中で不燃ごみも検討してもらえないかと、とってもらえる検討してもらえないかというようなまほろば環境に対しても投げかけてました。いよいよ行きたびに検討してくれたか、検討してくれたかと、いろいろ検討して、住民さんからこういうこともあったから、その中で一応検討しますと、不燃ごみもとれる検討しますという回答を得たと思います。

そのことに対してこれから検討して参加されるのか、いやもう参加しないで不燃物は不燃

物を町で対応するのか、これが一番住民が知りたいことなんです。住民に説明する必要があると思います。燃えるごみはいろいろな議論あってそれで解決するでしょう。でも燃えないごみに対して誰一人まだ検討しない、でもそれもごみですから、管理者としてこれどういう具合に検討されていくんですか。まずお聞きしたいと思います。

○委員長（常盤繁範） ご答弁いただけますでしょうか。

森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、当然燃えるごみについてはまほろばを通じて山辺にいくという話をさせてもらって周知はさせてもらっております。燃やさないごみ、粗大・資源ごみについては、今の段階では自前でいくのか、マテリアル造るのかについてちょっとまだ検討段階の中で、今回ちょっと6月に要望させてもらった結果も踏まえて、当然今後先ほど長谷川委員もおっしゃった例えば焼却炉の解体にどれだけかかるんだ、交付金を使った場合これだけ、交付金使わない場合はこれだけ、あと当然燃やさないごみ等の取扱いについて今議長がおっしゃっていた山辺にいく場合についての費用は何年間でこれぐらいかかるんだという試算、また当然山辺もいけないとなれば自前で処理しなければならない、そしたら当然清掃工場の整備含めて何年間でどのぐらいかかるという試算も当然必要だと思われますので、その点も含めさせてもらった上である程度の数字精査できましたら当然この中でも公表させてもらった中で意見をいただいて決定していきたいというふうに思っております。

当然そういうこともありますので、いつ決定するということも出てくると思うんですが、今の段階ではもう少し時間がかかるというふうにも思っております。

○委員長（常盤繁範） 正田議長、どうぞ。

○議長（正田俊文） その回答で住民にまだ分からないと、町内で燃えないごみはどこどこの業者へ持っていくということは決定しているけれども、まほろばのほうで検討してもいいよという協議は返事は聞いているので、これから検討になっていく、そこらはやはりちゃんと返事をして入るなら入る、いや今までどおりでいくならいくという議論ははつきりして決めていただきたい、これは管理者の責任において答弁をもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上。

○町長（森川喜之） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 森川町長。

○町長（森川喜之） 正田議長のご質問にお答えします。

確かにおっしゃるとおりでございます。山辺の広域議会の中で議長からも提案をいただいて、議会の先生方の同意もいただいたり、また10市町村の市町村長も入れてもいいよという意見もいただいております。ただ最終的な部分について、これ山辺のほうに返事も近々にしなければならないというのも事実でございます。

ただ、今その清掃工場を潰していく、また今山辺にこのまままたマテリアルに持っていくにしても、中継地を造らなければならない、これ広陵町と安堵町と河合町と3町でまほろば組合つくっております。この中でマテリアルの部分も持込みもこのまほろばで決議をしていただけなればならないと、その中でこの清掃工場を潰す形とそれと微妙にそのマテリアルを河合町に造るのか、それとも山辺に持っていくのか、それとも現状のままで、現状のままでというのは物すごい不安定な部分がございます。民間事業者に委託はしておりますけれども、不安定要素が大分残されます。最終的な大きく分ければ3つの選択を最終的に議会の先生方と協議をさせていただいて、今どのような形でいくか、基本的に山辺に参画をさせていただければ一番ありがたいんですけども、そこに清掃工場のこの除却が中継地だけでいいんであればありがたい話ですし、またこれができなければマテリアルを新設しなければならない、三郷町のまた高田で今やっておられるような形で数億かけて建設をしなければならないというような形もございます。

これは行政だけで勝手に決めていくわけにもいきませんので、議長のお話はよう分かるんですけども、これから積算をさせていただいて、また国の動向も踏まえて考えていかなければならぬので、今日返事をすぐにさせてもらうということはできませんけれども、本当に高額な残された問題というのもちやくちや大きい問題と高額な費用がかかってくるので、今の河合町の財政状況から言うても持ちこたえられるかどうかということも踏まえて検討してまいりたいと思いますし、早急にその試算を立ててまた議員の先生方にお話をさせてもらうということで、すぐの返事というものはちょっとお待ちをいただければと思います。

○委員長（常盤繁範） 正田議長。

○議長（正田俊文） 私も向こうの委員に入らせていただいたときには、お金がやはり3町で割り当てる金は要りますよと、大体5億以上要りますよというような感じの言葉も聞いております。だからそこらは検討してくださいと、でも住民さんは気にしているということだけ頭のどこかに置いてやはり検討してください。

以上。

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。今の意見という形で取扱いさせていただきます。

では、この要望書の件についての内容確認というのは、ここまでとさせていただきます。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○委員長（常盤繁範） またこの要望書の件については、また書かれている内容、これについて議会、また特別委員会、そういったところに我々の議会の機関に要望すること、また状況報告されたいことあればしっかりとご報告いただければと思いますので、これに関しましては特別委員会の開催待たずして進捗報告という形でご報告いただければと思います。

理由としてあるのは、この要望書によって私としては特別委員会の委員長としましては、より複雑化して時間がかかるような形になってしまったのかなと、結論出す前に。そのような感触としか受け取れません。そういう状況でございますので、鋭意努力していただきてしっかりと明確していっていただきたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

ご答弁は結構です。よろしいですか。

それでは、本来の目次に書かれている議題のほうに移らせていただきます。

まず、1番目、山辺・県北西部広域環境衛生組合についてのご報告をいただきました。この件について内容について質疑いただきたい方は挙手を願います。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（常盤繁範） よろしいですね。

では、議題1については、これまでとさせていただきます。

続きまして、2番、まほろば環境衛生組合についてご説明を先ほどいただきました。この件について内容の確認の質疑ございますでしょうか。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） ページ2ページ目の（4）ですけれども、河合町と安堵町と広陵町で今中継施設の建設費用の負担を分担してごみ量で、今可燃ごみのごみ量で案分しております。また、過去に1回目か2回目のこの特別委員会で提示していただきました令和2年3月31日にこの3町での協定書もコピー持っております。その第2条においてこの中継施設建設後、運営が開始後、きっちりと河合町3町含めて精算をして積算して案分を分担を決めるとなつております。それに沿って今年度中に返金される予定ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典）　長谷川委員がおっしゃった3町による負担について河合町に戻される調整額については、令和7年度中に返ってくる予定というふうに聞いております。

○委員長（常盤繁範）　ほかにございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治）　2点あります。

その返ってくるお金というのもう金額はつきり分かっているんですか。

それとその上の3のところの説明ちょっと聞き逃したかも分からんすけれども、1号炉は不具合が解消していると、2号炉については7月中旬に復旧を予定しておりますということで、予定と書いているので、これは直ったんですか。そのままず2点教えてください。

○委員長（常盤繁範）　その件については、先週末に復旧完了していると先ほどいただいた、よって、1つ目のところだけご答弁いただけますか。

○委員（佐藤利治）　はい、お願ひします。

○委員長（常盤繁範）　森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典）　河合町の調整額、返金についてですけれども、まほろば環境衛生組合の定例議会が8月21日に開催されます。8月21日の定例会議で上程されて、最終的に公表できるというふうに聞いておりますので、それが終わってからでないとちょっと今事務局のほうから額については言えないというふうに聞いております。

以上です。

○委員（佐藤利治）　はい。

○委員長（常盤繁範）　佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治）　その上のところに関連してなんすけれども、先ほどの要望書でもありましたけれども、やはり大変であればちょっともう少し危機感を持ってもらって、次回大人が4人も行ってはるんやったら次回の日にち、それとここのまほろば環境衛生組合についてもここにも書いてますけれども、先ほどオブザーバーでお話ししていただいた疋田議長のお名前がまほろば環境衛生組合について副議長になっておられるんです。だからちょっとまほろばのことであれば組合の疋田副議長とそれとごみ特の委員長ともっと密にやっていただきて、理事者側のほうで今日つくった資料でもいついつまでにこうする、それとこういうふうにしているからこういうふうに協力してほしいという形でどんどんぶつけてほしいんです。委員のほうにも疋田さんほうにも議長のほうに、そういうイメージはないのかなと思って、お願ひします。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 今日前半の審議の中でも当然管理者と議会側との協力するということが重要ということを聞いておりますので、今後清掃工場に関係する内容については、精査した上で当然議長及び常盤委員長のほうにも相談させてもらいながら、また議会のほうにも相談させてもらいながら進めていければというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治） くどいようですけれども、やはりそれだけ寝ててもごみ出る、起きてもごみ出る、全住民関わっていることですから、次回の打合せ、私どもは今ここで考えているけれども、こういう予定やというのをどんどん前に出してほしいんです。予定で結構です。ここまでするのが約束できないでしょから、そういうイメージをお願いします。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然次回のごみ特ないし追加でもし調整された場合についての対応は、今後そういうことも頭に入れながら事務局で動いていけるように思っております。

○委員長（常盤繁範） 委員長、交代します。

○副委員長（枚本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） この新聞報道にされている、記事化されているところの部分についての伝達に関して細かいことは言いません。しかしながら、議長にお話しされたタイミングと私に情報をお話し頂いたタイミング1か月ぐらいずれています。これは正していただきたい、同時に状況を聞けるような形で働きかけていかないと困りますので、そこはくろぐれもご検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○副委員長（枚本貴司） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然常盤委員長がおっしゃられたように、議長及び委員長のほうに報告することは十分頭に入っていますので、今後何か報告、相談することがありますから早急に連絡するには努めていくというふうに思っております。

○副委員長（枚本貴司） 委員長代わります。

○委員（長谷川伸一） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） まほろば組合の2月20日の第1回定例会の会議録読ませてもらいました。そこには会議録の中にも今回返金、河合町の負担金も精査して積算して返金しますとなっております。

そこで確認したいんですけども、ごみ中継施設の建設工事は契約金額ですけれども、19億978万となっております。建設だけです。建設費、その中には安堵町に造っているレーン、5レーンの中継施設とそれと広陵町のリサイクルの中継施設の工事費も含まれています。ということで、不燃ごみのほうの費用も含まれているということなんですね。となりますが、積算されるときには返金額は例えば5,000万ですよという金額だけではなくて、内容も踏まえた上でこういうふうに計算してこういうふうになりましたということで、議会のほうには報告していただきたいんです。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然まずこの返金については、河合町とまほろば衛生組合のほうと何回か協議及び担当者会議等で論議していただきました。当初の返ってくる返金の内訳、積算から河合町のほうから要望する形で、こういう形で精算してもらいたいという要望をさせてもらった上でまず変わってきております。

なお、当然全体の事業費、建設事業費について河合町燃えるごみしか参加しておりませんので、それ以外について返金を求めていく形で対応させてもらっております。ちょっと詳細については、これまでこれがああだこうだ言えませんけれども、当然どういう計算式でというのは聞いておりますので、正式に額が公表された段階におきまして議員の皆様にはそういう資料を用いながら説明させてもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（常盤繁範） 枚本光清委員、どうぞ。

○委員（枚本光清） ちょっと確認させてください。この3番目のところです。

4月10日に故障してそれから議会に報告されたと思うんですけども、その詳しい経緯を教えていただけますか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 4月まず清掃工場の炉の故障がありまして、何とかゴールデンウィークまでは対応させてもらっていました。当然ゴールデンウィーク明けにごみが増えましたので、ちょっと緊急的にまほろばと山辺さんの方に応援依頼させてもらった経緯の中で、まず議長と大西議員には5月19日にうちの方から報告、こういうことがあるということを相談させてもらいました。

なお、6月6日に議長とごみ特の委員長、常盤委員長の方に事態の方について説明をさせていただいているというのが簡単な経緯でございます。

○委員長（常盤繁範） 枚本光清委員。

○委員（枚本光清） ということは5月19日に議会側に報告していたということですね。ということは1か月間議会で共有されなかったということですね、この情報が。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） まほろばの施設のほうの関係でちょっと確認しておきたいと思います。

造る際にちょっと懸念されておりまして、一つは10トン車が高速の下くぐれるかということについては、下げる工事やって一応クリアしたと思っています。もう一つはやはり水害の関係で一番低いところへ行ったところが低い地点がハザードマップ上ではもともと浸かる想定になっていると思って、それは大丈夫かということを私聞いていたと思います。特に向こう側の遊水池のほうもまだまだ完成していない、あれも全体として遊水池が完成したらここだけがこういうふうになるというようなことを言うてたので、だからこれ始まったときに下が冠水する危険は想定されてないか、もしそうなったときはどうするかみたいなのは検討されているんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、詳細はちょっと安堵町の町道の対応になりますので、どうされるかは今ちょっと分からぬ状態、1点言えるのはあの御幸橋から右折してまほろばのほうに行く名阪越えてからの部分についての町道の拡幅をするということは、国土交通省が道路を拡幅することの情報は聞いておりますけれども、ちょっとその辺の浸水等については安堵町の町道のことになりますので、今の現段階では把握はしておりません。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） 岡崎川が氾濫した、越えたとき、まだ向こうの遊水池もできてないので、通れるかという懸念はずっと残っているとは思いますので、ちょっとそれはそういうときはどうするのかみたいなことは当然まだまだ想定せないかんので、ちょっと検討をお願いしたいなと思っています。

もう1個、3点目の部分のご意見についてちょっとお聞きします。

これどこかでもしかしたら聞いているかもしれないんですが、焼却炉の修理については一応終わったというふうになっているんですが、費用とその財源とか何とかどうしたのかなということです。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 先ほど浸水等についてもう一度この委員会終わってからちょ

つとまほろばを通じてどういう形で対応されるのかを確認させてもらって、後日回答させてもらいたいというふうに思っております。

あと、もう1点、清掃工場1号炉、2号炉の修理関係についてですけれども、1号炉については動作不良ですけれども、点検で、通常の点検業務で見てもらった中で解消はされております。

なお、2号機の誘引送風機につきましては、修理は終わっております。一応契約額として990万円、ちょっと緊急性がありましたので、清掃工場の修理の予算からちょっと予算措置はしておりませんけれども、緊急性がありましたので、一旦支出をさせてもらっております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） 分かりました。またそれはどこかで決算等含めてあるかと思います。

もう1個ちょっと改めての確認ですが、これは臨時的なことで費用、運搬料として1日3万4,100円ということでおきましたということですが、これは運搬した業者に払ったということなんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 5月14日から一応予定では7月末までの間でピットにたまつた分を搬出するということで、最終的に7月末以降、実績について精算した上で、後日改めてまほろば環境衛生組合のほうから負担金として請求されるということを聞いております。

○委員長（常盤繁範） ちょっとよろしいですか。議会のこれ特別委員会なんです。請求されるという言葉だけでは不十分だと思うんですけれども、例えばですけれども、補正予算の形になるのか、そういったところも踏まえて改めてご答弁いただけますか。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、当然この緊急搬送についての予算措置はしておりませんので、補正予算で対応していくというふうに思っております。ただ、9月議会の上程の締切りが8月の頭になっておりますので、実績の精算について当然まほろばを通じて、運搬してもらった業者との連絡調整等含めて考えられますので、補正予算で普通に計上するのか、専決で対応させてもらうのかちょっと今の段階では未定ということを思っております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ、よろしいですか。

○委員（坂本博道） 分かりました。ちょっと今後のことやったんですが、やはり今後運搬費用ということで言うたら従来が大体私は河合からまほろばまでは契約に、またこちらの河合町の契約をする業者との関係で発生して、まほろばから天理に行くのはまほろばの組合がいわば出でるので、今回はそれをまほろばが本来いく部分を使わせてもらったので、まほろば

に払うという今回の分についてはということなんですね。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） 説明不足ですみません。今回緊急運搬については、まほろば組合さんの車両、コンテナを使います。

なお、運転手さんについては、今現在広陵と安堵町のほうで運搬されている業者の方が河合町の清掃工場にトラックを持ってこられてコンテナを積む、それは山辺に持っていく、空になったコンテナを一旦清掃工場に置いてもらう、そして車両については帰っていただくという形で、その広陵と安堵さんに運搬していただいている方から最終的にまほろばからその会社に支払うということを聞いております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

よろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） この議題2について、ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） なければ次の議題に移らせていただきます。

続きまして、河合町清掃工場再整備計画についてご説明は先ほど冒頭でいただきました。

この内容について質疑の内容ありましたら挙手をお願いいたします。

長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） 清掃工場の再整備計画について、4番目の仮ストックヤード、仮ですから、ちょっと確認したいんですけども、この仮ストックヤード今今日図面もいただきまして、約150平米のところに建屋を造って屋根を造っていくということになって、約1,100万、令和7年度の予算に繰り越してます。この計画の工事の実施は今年度中に行われますか。その点ちょっと確認。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然ストックヤードの予算につきましては、令和6年度繰越し、令和7年度で執行するという形で動いております。当然おっしゃられたように令和7年度事業になりますので、令和7年度末には工事を完了したいことでは動いております。

○委員長（常盤繁範） 中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） 最初の説明で現在高田土木ですか、建確下りへんとかいう話がありましたがね。敷地設定ができないと、それで今現在その辺はどうされてますの。ちゃんと測量

は入っているんですか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、説明不足で、今中山委員おっしゃられましたストックヤードについては、建築確認申請が必要で事前に動いておりました。当然土木、県との協議の中でまず清掃工場内について2点是正しなさい、しなければなりませんよというふうにアドバイスをいただいております。1点は資源ごみの施設、2点は粗大ごみに関するところ、6年度にこのストックヤードに協力していただいた業者さんにちょっと無理を言った中で、現在当然図面等も必要になりますので、測量等々含めて動いていただいているのが事実、測量のほう、現場立会いのほうは終わりましたので、これから詳細図面等を作成した上では是正する形で対応していきたいというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） 中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） 今話聞いていてめちゃくちゃ遅くないですか。なぜどこのコンサルに頼んでいるのか、本来こんなそんな時間かかる話違いますやん。個人じゃないし、ここどない思われますか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然時間はちょっとかかっているという認識はしております。ただ、当然6年度で今実際契約させてもらって動いていただいた業者さんにこういう事情で無理の、こんな言い方いいのか分かりませんけれども、協力していただいて、当然そのコンサルさんも通常の業務があるので、通常の業務の間であれば協力というできることで、ちょっと時間がかかっておりますけれども、なるべく早く動いてもらいたいとの思いで対応していただいておりますけれども、4月から4か月もかかっておりますので、ちょっとその辺については遅れているのは認識はしております。

○委員長（常盤繁範） 中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） 建確下りん限りは建物できへんから、ちょっと本当にこれ遅いのほどがあると思うので、ちょっとよく考えてください。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然担当としても時間がかかり過ぎというのは分かっております。建築確認から完成までの工期も含めてありますので、なるべく早い段階で動きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） 一つ仮ストックヤードですけれども、特に以前も確認したかもしれないんですが、目的についてはたしか持込みとそれから剪定とか含めたあいう草とかを入れておいて、今の予定では職員が運ぶ予定ですみたいな言うてましたが、仮となってますが、将来的にはどこかに造り直すということになるんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） 今仮ストックヤードという形で進めております。なぜ仮かといいますと、当然先ほど要望書の中でも出ておりました焼却炉の解体も含めて今後しなければなりません。焼却炉解体したときに改めて整備する形で、今現在仮という名前をつけさせてもらっております。

以上です。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） 今理解しておきます。その上でその上のやはり矢印の流れの部分なんですが、一応最後のさっき言ったマテリアル推進施設を造るという場合、または積替え施設は築造するという場合、この意味合いはちょっといろいろ意味が深いといったらあれですけれどもとは思っているんですけども、先ほど言いましたように、基本的には今回山辺のほうへいって、将来的に粗大ごみ等も自前でやる方向でやるということを言うたときは、マテリアル施設というか、今の施設について建て替えるということを想定している状況ではたしかなかったと思うんです。実際10年ぐらいはいけるというふうな答弁もあったように思います。だから余計に方向性だけれどもというようなことがあったと思うんです。これはそれなら要望書との関係ちょっと実は確認したいんですが、造るという方向は要するに要望書の2のところで不燃ごみ等について実現せずに参画したいが、参加できないとなったときとかにはそれは造りたいという方向かというのが一つ。

それから、もう一つは、積替えとまたはとなっているのは、これはたしか参加できたとしても以前一番参加できる一つのネックは、山辺のほうの天理の地元住民との合意及び不燃・粗大については広陵町からいくというので、広陵町の地元住民との合意ここが非常にネックになりそうだから、一つの案として広陵出発して河合で積んでいくというようなことも想定せんといかんかもしれないというふうな議論があったと思うんです。そういうことを踏まえて積替えという意味を、そういう場合は造るかもしれないということなんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、今この整備計画は最終的にマテリアル施設造る

のか、積替え施設を造るのか、当然マテリアルになりますと自前で、全て今の現状を再整備した上で自前でするという形になると思われます。

なお、積替え施設については、今坂本委員がおっしゃいました現在広陵と安堵が広陵のほうで造っております。町長の話もあったんですけれども、そこに河合町を入れていくというようなことは断られております。当然地元調整等含めてできないので、そこには入れない、河合町は入れないことで、河合町独自としてまほろば、山辺に通じて持っていく際の積替え施設をここで整備することができますということで、こういうふうな書き方をさせてもらっております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） 今後のことになると思うので、ちょっとそのあたりが多分、前の町長のときも最後の話でいえば2年ぐらいスタートして、一つはキャパとしていけるかどうかということとそれからいろいろな整備のめどをつけていきたいということで、だからそういうことはやはりしっかり進めながらやってほしいと思うんですが、ただ少なくとも財政的な問題がこれ出発にもともとあるということで、山辺いくのもあった段階から、この不燃や粗大ごみのこの施設を建て替えるということについては、一応さっき言いましたようにその段階では当分まだいけるということで入れてなかったと思うんです。だからその辺はちょっと慎重にしっかりやってもらわないと財政運営として本当に全然まだ違ってくるので、これはだから大体テンポとしては先ほどちょっとありましたが、大体どれぐらいのことで判断するというテンポで考えておりますか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 自前のなのか、山辺にいくのかという決定は早急にしたいというふうに思っております。ただ、先ほど言いましたように当然まず環境省との交渉含めてどうなるのかによって大きく変わってくるのかなが1点、当然あと自前なのか、山辺にいくのか試算した上で、当初のごみ特では粗大ごみ等の施設についてある程度もつだらうというふうには聞いております。ただ、当然ちょっと年もたっております。

今後河合町で進めていく上で、例えば粗大ごみ施設についてあのくらいのキャパ等が必要なのかどうかを判断が必要になってくると思われます。例えば規模を縮小して違うやり方で対応できないのか、今後の管理面等含めてもありますので、その点も含めて検討しながら自前でいく場合の試算、また山辺にいく場合については、当然いろいろな問題がありますので、そこも計算した上、財政状況等含めてもありますので、その辺も財政課等々と協議しながら

検討していきますので、今の段階で担当レベルで時期というのはなかなか言いにくいんですけれども、なるべく早いようにしなければというふうには思っております。

以上です。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） ちょっとこだわっているのは、先ほど町長のご発言の中にも議会としても容認ではないけれども、認めていたんでしょうというようなことも含めてあったと思います。ただ、そのときの議論として方向やむなしということでしたのは、主として財政問題から見たら将来的な建替え、それは燃やすごみのほうの施設の建替え、それから燃やさないごみのあれについては当分使いながらいけるということの上で、そういうトータルで見たらこのほうがいいんだということについて、ただし不燃も粗大も将来いきましょうという方向は持ちながらということで、かなりそういう点は議論や試算を信用した上でやったという思いがあるので、決して初めから建替えの前提でやっていたと思ってないので、そういうこととしては本当に慎重にまた必要な、ある意味では経過も含めて確認してもらいながらやってほしいと思っております。

○委員長（常盤繁範） 分かりました。今ご意見という形で引き取らせていただきます。

議題3番についてほかにございますか。

中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） 最後にちょっと確認だけ、これ敷地面積分からないので、仮ストックヤード、この建物建てるに当たってこれ開発行為に該当するのかしないのか、当然公共施設ということで開発不許可にはなるけれども、その判断当然奈良県のほうに開発に該当するのやつたらなるんです。ただ建築行為だけでいいのか、そこだけ教えてください。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 事前に県のほうとも協議させてもらって開発の申請は要るというふうに聞いておりますので。

○委員（中山義英） 建築行為だけ。

○生活環境部次長（森川泰典） 開発要るというふうに聞いておりますので、進める形はとつております。

○委員長（常盤繁範） 中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） 開発行為に該当するんやつたら不許可であってもそれなりの申請でまた時間食うでしょう。だから本当に早くしないと駄目よ。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） それは当然恐らく不許可になった場合の補正等を含めても対応が必要ですので、ちょっと今清掃工場内の2点についての修正業務を先に先行させてもらって、それが事務が整った段階で早めに土木のほうに相談等を含めてさせてもらいたいというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） 馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） 4ページの真ん中のあたりのところなんですけれども、残存しているピット内のごみを焼却するというところからの矢印ですけれども、最後のところにマテリアルリサイクル推進施設というような先ほど自前で造らないと駄目というふうにおっしゃっていたかと思います。またはということで、積替えの施設、今広陵のほうであるけれども、それに河合はのっかかるということはできないということになるとこれもどちらにしても自前でやるということになるんですね。その場合は場所的にはどういうところになるんですか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長、どうぞ。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然積替え施設の関係ですけれども、今ちょっと現在焼却炉を解体した上での積替え施設の整備になりますので、当然ちょっと大きさ等含めて今後検討しなければならないので、費用等についてはまだ出ていないような状況です。

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。

馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） すみません、どちらにして自前でやるということですか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） ちょっと自前でなるか当然整備地域計画等の含めてになりますので、交付金が活用できることも想定できますし、活用できない場合については全て自前でしなければなりませんので、今の段階ではどちらかと言いにくいような状況です。

○委員長（常盤繁範） 馬場委員、よろしいですか。

馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） すみません、交付金が出る出ないというのはあくまで想定の話であつて、なる話かならない話かというところで今随分もめたところですけれども、その見通し、交付金が出るための手立てをしっかりとつていかないとこれは全然話にならないことになるので、そのあたりの計画、予定はどういうふうになっていますか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） まずは6月に環境省に要望させてもらっておりますので、当然担当者とのやり取りはまず重要になっていきます。そこからどういう方法でできるのかということが見えてくると思いますので、ちょっとまず環境省との担当と打合せを今後綿密にさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、よろしいですか。先ほど挙手されていましたけれども。では、坂本委員。

○委員（坂本博道） 答弁もあったからあれなんですが、そのあたりが先ほど長谷川委員からの質問あったときに要望書の2の下のほうの山辺のほうに参画したいということの上で、河合町の施設整備をする際は、この施設整備は積替え施設のことですということやったので、その交付金も出してもらいたいという趣旨を要望していると、ただしこれはどうなるか分からぬ、ちょっと施設整備という施設の表現が積替えの場合とそれからマテリアルのと両方がちょっと明記されないまま書いているから、ちょっとそこが理解がしにくかったなと思っておりますが、そういう理解でよろしいですね。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、ちょっとこちらの説明不足、記載の方法を今後検討していきたいと思っております。

○委員長（常盤繁範） ほかにないでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） それでは、この後最後の休憩をとりまして、あとはごみの分別の出し方というところの案の確認をしまして、今回の特別委員会その他あるんでしょうけれども、閉じさせていただければと考えております。

休憩の前に私のほうから皆さんにお諮りしたいことがございます。

不在になりましたが、議長のほうにも事前に確認させていただいていることなんですけれども、議題2のまほろば環境衛生組合こちらのほうの廃棄物運搬中継施設ですね、9月の下旬には竣工式が予定されております。その前後において我々河合町議会の議員団として視察を行っていきたいと考えているんですけども、具体的に言うと多分10月に入ってからだと思います。その形で視察を行いたいと思うんですが、皆さんご同意いただけますでしょうか。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） では、ご要望という形で総意として承りました。

後日議長のほうには正式に決定事項としてお願ひする形をとりましてスケジュール調整してまいりますので、よろしいですか。大丈夫ですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（常盤繁範） では、そのように進めさせていただきます。

休憩時間10分弱という形で4時10分まで休憩させていただきます。よろしくお願ひします。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時10分

○委員長（常盤繁範） では、委員の方そろいましたので、再開させていただきます。

続きまして、家庭ごみの分別と出し方の案を内容確認していくという形に移らせていただきます。

まずページ、まず最初の表紙のところから進めていきたいと思いますが、表紙の部分で何か気になる点ございましたらありますでしょうか。

全体の部分ではご意見をいただければと思います。質疑ですね。

中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） 前回いろいろ提案させていただいて、かなり分かりやすいやつができたかなと、そうした中でやはり周知というのがし過ぎることは、何ぼやってもこれはいいと思うんです。そうした中で、以前提案していたのは、これ以外に公用車にマグネットつける、もしくはすな丸号にマグネットをつけてこういう分別の出し方というのを周知するのも一つの方法なのかなというふうな提案をさせてもらいました。マグネットとかそういった形はどのように進んでいますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） ありがとうございます。以前中山委員のほうからそういった提案をさせてもらいました。今現段階としまして、清掃工場の公用車については貼り付けのほうは実施させていただきました。今後またすな丸号であったり、他の庁舎で管理している公用車も含めまして、周知のほう進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） ほかにござりますでしょうか。全体的な部分でよろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長（常盤繁範） では、表紙に移らせていただきます。

まず表紙から確認いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、開きまして目次いかがですか。よろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、1ページ、分別区分早見表いかがですか。これ皆さん事前に目通されていますよね。大丈夫ですよね。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、2ページ、燃やすごみ、可燃よろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 3ページ、出し方の写真つきの解説書みたいな感じですね。よろしいですか。

では、3ページ、長谷川委員からにしましょうか。よろしくお願ひします。

○委員（長谷川伸一） 今回プラスチックの汚れたプラスチックも燃やせるということでなつておるので、一般の住民の多くの方はかなり可燃のほうにもうプラスチック入れていいんだなというふうに安易に思うんです。見ますと今河合町のこの資料、カタログ見ますと、燃やさないごみと粗大ごみとなっていますけれども、燃やさないごみの中にもリサイクル的な例ええば卵パックとか、透明のプラスチックパックもありまして、現状上牧町のほうのこのごみの分け方出し方見ると、ペットボトルとか、缶類とか、瓶類の分別とか、白色トレーの分別とか、古紙類の古布類とかのものも入っているんです。見るとやはりこの趣旨はレイアウトが離れなんですけれども、上牧町の場合はリサイクルにもかなりウエイトを置いているんです、リサイクルするという循環型の。河合町の場合はどうしてもこの21ページとなって経費節約もあるかと思いますけれども、もう少しこういった分別をして、リサイクル、今容器包装リサイクルの話も出たように、循環型のリサイクルを強化するという意味でもっとこういったペットボトルはどういうふうにするよとか、缶類は鉄缶とアルミ缶とか、瓶類にしても透明のものもあれば茶色とか着色しているのもありますから、そういった分別もかなりやはり最低するというふうに啓発するというのはできないでしょうか。

○委員長（常盤繁範） レイアウト上のもう少し再考を促すという質問であります。いかがですか。

少し質問の内容を整理します。

上牧町のは当然担当部署としては所掌部署としては目を通していますよね。ほかの自治体のも参考にしてという形で事前にもうこの委員会でも伝えていますから、その上で非常に要はビジュアルに求めるというか、訴えるというか、図解で説明しているのが非常に多いんです。その中でプラスチックの回収、リサイクルというところに力を入れていると、そういうふたところに少しメッセージ性という部分そこの部分では見劣りするんじゃないかということですね。その辺再考できないのかというところの部分で今質問がありました。いかがですか。

○環境対策課長（内野悦規） はい。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 上牧町との比較というところかなというふうに捉えております。

今回この家庭ごみの分別と出し方を改定させていただいたといいますのが、10月からの広域化に伴いまして今回可燃ごみの区分を変更させていただくというところで、その内容を中心には更新のほうさせていただいております。

上牧町においては、不燃ごみ・粗大ごみ等も参加されているところでございます。広域処理のほうに。その参加のための条件としまして、例えばその容器包装プラスチックであったり、そういうふた分別も必須ということになっておりまして、河合町としても今後様々なごみの中で混ぜればごみ、分ければ資源という言葉にありますように、再資源化に向けて取り組んでいかなければならぬなというふうには感じてはおるところでございます。

以上でございます。

○委員（長谷川伸一） はい。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） 今回はそういう内容はつけ加えないということで理解していいですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） はい、そのとおりでございます。

○委員長（常盤繁範） ちょっと委員長、交代します。

○副委員長（枚本貴司） 常盤委員。

○委員（常盤繁範） 今、長谷川委員から質疑があったと思うんですけども、それに関連する形として確認させてください。

これ過渡的な形としてごみの分別ルールを定めるという形で出されるということによろし

いですか。その上で確認したいんですけども、これにかける予算どのぐらいですか。例えばしっかりした印刷業者に依頼して、発行手数料を請求されて、きれいな形で皆さんに冊子としてお配りするのか、その辺のところどのような形でこの予算概算で考えてらっしゃるか、発行のために経費としてどのぐらいかけるつもりなのか、それも踏まえてお答えいただけますか。

○副委員長（枚本貴司）　内野課長。

○環境対策課長（内野悦規）　印刷の予算でございますけれども、今ちょっと手元に資料はございませんので、詳細な数値はお答えすることできませんけれども、印刷費としまして今年度予算として数十万の予算を確保していたかというふうに覚えております。

○副委員長（枚本貴司）　常盤委員。

○委員（常盤繁範）　お金のかけ方として数十万という話ですけれども、非常に私からすると低い金額で抑えていると思うんですね。具体的な方法としてはどういうふうに考えてらっしゃるのか、計画の部分だけでもお話しいただけますか。

○副委員長（枚本貴司）　内野課長。

○環境対策課長（内野悦規）　予算の確保としましては、印刷されている業者さんのほうで見積りをとらせていただいて、それに基づいて予算のほうさせていただいたんですけども、なるべく安価で印刷のほうを実施したいというふうにも考えておりまして、その方法について例えばですけれども、インターネット業者であったりとかも含めて検討は進めております。

○副委員長（枚本貴司）　委員長、代わります。

○委員長（常盤繁範）　大西委員、どうぞ。

○委員（大西孝幸）　ちょっと単純で疑問に思うんですけども、プラスチックの使用製品が燃えるごみに加わるわけで、要は袋の強度というのはこのままなのか、それとももう少し丈夫なものにするのか、今までどおりか、燃えるごみの袋の強度。

○委員長（常盤繁範）　内野課長。

○環境対策課長（内野悦規）　現段階におきましてのお話しではございますが、現状のごみ袋の燃やすごみのごみ袋をお使いいただこうというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範）　大西委員、どうぞ。

○委員（大西孝幸）　ということは、強度というか、破れないという考え方ですか。

○委員長（常盤繁範）　内野課長。

○環境対策課長（内野悦規）　そうですね、そこまで破れるというふうなことは今そんなご意

見をあまり私は聞いておりませんので、現状どおり一旦は進めたいというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 大西委員、どうぞ。

○委員（大西孝幸） 今までそうでもこれからこういうプラスチック製品とか燃やすごみになるので、要は今後10月以降出したときに破れたとか、くくっているときに破れたとかそういう状況があればちょっと強度を強くするということは考えてますか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然今河合町指定のごみ袋の質等を含めて今後どうするんやと、当然役場担当課のほうに直接そういう破れやすいとかそういう声は来てない状態は事実です。当然町として確認するところとして総代・自治会長会になるのかなど、こここの広域化10月スタートした中で、ちょっと時期的にどのタイミングが分かりませんけれども、1回総代会のほうに住民さんの声を1回聞いてもらえませんかと、今の現状のままがいいのか、どういう問題点あるのか、声聞かさせてもらった上で、今後の当然指定袋変更するのか等についても協議する材料にしたいというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） 大西委員。

○委員（大西孝幸） それでは10月からこういう形に変わるので、今後6か月後とかその辺でまた総代・自治会長会あればそこでまた確認とっていただければと思います。

以上です。

○委員（佐藤利治） はい。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 2点あるんですけれども、1点は今大西委員がおっしゃったことの同じようなことなんですけれども、せっかく山辺行って10市町村寄るわけやから、うちは物入れの燃やすごみだけかも分からんで、燃やすごみの袋だけでも1枚ずつもろうてきたらどうですか。それで僕ある機会があつて斑鳩町の見ましたけれども、かなり丈夫ですよ、うちよりか。うちの倍ほど丈夫かも分からん。一遍斑鳩だけでも行ってきはつたらいいねん。その総代・自治会長会の住民に聞くとか、そんなのせんと職員自らが動いて調べてしっかりしたものやつたらそれまた今度聞かれたら採用したらいですやん。そんな総代・自治会長会があかんや言うて違いますよ。そんなところに仕事を振らなくても職員の間、うちらの間で着地点が見出すものはどんどんやりましょうよ。無駄な時間せんとお願いします。

それともう1点、これ先ほどから委員長の方も言うてますけれども、これ案なのでしっか

りしたものがうちの旧のやつがありますけれども、ああいう製本されてくるということですね。あれ何年前ですか、大体裏見たら分かると思うんだけれども、10年ぐらい前ですか。約でいいです。

○委員長（常盤繁範）　内野課長。

○環境対策課長（内野悦規）　前回更新させていただいたのは、令和5年と記憶しております。

○委員長（常盤繁範）　佐藤委員。

○委員（佐藤利治）　そしたらここの8ページですか、ペットボトルの絵があるので言うんですけども、ということはやはり10年ぐらいの間はここにはないので、ペットボトルのキャップはそのままもう燃やすごみに入れてくれと、上牧ではこの間も議会で言いましたけれども、そういうふうないろいろなことをやっていると、うち何で金ないのにやらんのかなと思って不思議でしようないんですよ。だからこれは10年間だからうちはキャップ集めないという意思表示ととておきますけれども、それでよろしいですか。

○委員長（常盤繁範）　森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典）　6月の佐藤議員の一般質問のキャップの話、当然答弁させていただきました。ちょっとこの機会にキャップの扱いをどうしようか、現課とも対応ちょっと考えたんですけども、今現在そのキャップについて集めるのは当然有意義な、ごみ減らすということでも重要ですし、それが何かに変わるものも分かっておりますので、早急にはしたいとは思っておりますが、ただそれをどういう形でするのかまだ確定ではありませんので、今の段階ではこのキャップ、また廃油については、そのままでこの冊子に載せようというふうに思っております。

なお、当然食用油、廃油、キャップについては、一般質問で答えさせてもらったとおり、生活環境部環境対策課の事業として進めていきますので、それについては別の周知の仕方で対応していきたいというふうに思っております。

あと1点、佐藤委員おっしゃられました山辺への構成されているごみ袋についてはちょっと一度手に入れるようにはさせてもらって、総代・自治会長会の件と含めて検討していくたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（常盤繁範）　今のご答弁の中で確認したいんですけども、ごみ袋一旦集めるという、ついでにロット当たりの単価出しておいてください。生産料です。要はコストです。精算コストです。しっかりしたものは高くなるので、その辺のところも踏まえて、いいです。

検討はすみません。

長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） 今ごみ袋の話出ましたけれども、広陵町も上牧町のごみと河合町のごみも材質はポリエチレンです。それで厚みは0.04です。同一の厚みの袋です。だから燃やすごみの量が増えることは懸念するけれども、強度まではどうかなと思うんですけれども、念のために全県下のごみ袋を集めて研究してください。

そして、ごみ袋も可燃ごみとしてごみ袋出すと天理のほうで燃やしたらCO<sub>2</sub>出ますから、今全国自治体の中でもごみ袋をできるだけCO<sub>2</sub>の排出が削減できるエコ的なごみ袋もありますし、ただしそれは料金が倍になるということもありますので、そういったこともあるので、総合的に検討していただいてお願ひします。その点だけちょっと確認の質問します。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） まず山辺にこっちで燃やす燃えるごみもできます。まず山辺の構成市町村のごみ袋について収集情報を確認させてもらいたい、その上ではおっしゃったCO<sub>2</sub>についてちょっと僕も認識不足ですみません、も含めて、されているのであればどういう対応か、山辺の担当者会議の中で提案させてもらうというふうに思っておりますので、後日の会議でちょっと提案をさせてもらいたいというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） 次に、今キャップ、ペットボトルのキャップ、これキャップは可燃ではないです。不燃ですよね。それだけちょっと皆さん不燃になっていますので、不燃ごみとして出すということになっていますので、キャップにおいては僕もあまり詳しくないんですけども、ユニセフか何かで学校のほうでキャップを集めてそれを出せばいろいろな補助ができると、そういうふうにありますので、ほかの自治体でも保育園、小中学校でキャップ集めてやっていますので、またそれと例えば事業やっているスーパーさんにもキャップの箱がありますから、これは何らかのリサイクルかなんか方法でやっていると思うので、ここら辺も含めて、河合町自治体としてキャップもやはり資源になるんだったら資源ごみとして扱って入れていただきたいと思いますので、その点も含めてちょっとこれは次に課題としてどういうふうにするか検討してください。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 当然環境対策課としてはそのキャップの取扱いはしていくという思いがありますので、今ちょっとこの冊子としてはこの形でいかさせてもらって、今後

当然改訂する印刷物との関係とかありますけれども、改訂する機会がありましたらその辺も含めてちょっと注釈なり含めて入れていきたいというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） では、事項に移させていただきますが、よろしいですか。

4ページ、燃やさないごみ。

坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） ちょっと初歩的なことで、だからプラスチックのやつがイメージがもう一つなんですが、結局はあれですか、プラスチック、後にもありますけれども、基本は燃やさないごみ、ただし容器包装ということで、卵のやつやったりトレーとかは燃やさないごみにということなんですが、結局燃やさないごみは基本的には再利用とか含めてリユースのほうに使うということにするので、そういうふうに分けているんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 現在燃やさないごみにつきましては、収集された燃やさないごみの中で分別をしております。その中でも可燃の部分であったり、プラの部分であったり、陶器の部分であったりいろいろなものが混じっています。その部分を分けましてプラスチックの部分については、それを圧縮かけまして今サーマルリサイルというところで出しております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） 分かりました。その辺ちょっと頭整理しておいたらプラスチックも基本は燃やすけれども、再利用とかそういうことをできるものとしては燃やさないごみ、ただし汚れているやつは使われへんから燃やすでええというふうな考え方でちょっと頭整理したら実際の現場で、さっきのキャップも再利用でない資源として使えるからそっちだということを理解したいと思います。分かりました。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 同じところでもう一度教えてほしいんですけども、この燃やさないごみのこのプラというのがありますやん。これは原料に戻すということでしょう。それでちょっと飛んで申し訳ないですけれども、6ページのこのペットというのは並行リサイクルのマーク違います。要するにそのものそのまま並行でリサイクルというマークではないですか。僕ちょっとそんな認識持っていたんですけども、違うんですか。知らなかつたらいいです。別にこれ本題どうこうないですから、知っていたら教えてほしいなと思って、だから最初のやつは原料に戻す、こんなチップ、泉州のほうで見たんですけども、プラスチックのチッ

プを袋から出して何出てくるんかなと思ったら、卵パック出てきました。だからこれ原料にチップに戻すと思うんです、このプラと書いているのは。それで6ページのペット1と書いて回っているやつは並行リサイクル違うのかなと思って、今はやっているでしょう。飲料水とか瓶とかで、分からんかったらいいです。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、申し訳ないですが、あまり分かってないんすけれども、勉強のほうさせていただきたいと思います。

ただ、リサイクルの方法としていろいろな種類があるというのは聞いております。例えばサーマルリサイクルであったり、ケミカルリサイクルであったり、その一つもう一つあったと思うんですが、ちょっと今失念して言えないんですけども、原資まで戻すやり方とかそのまま並行して使うとか、それとも可燃ごみの助燃剤として使うとかいろいろな再生の仕方があるそうです。そういうことも踏まえてちょっと今後勉強のほうさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（常盤繁範） 一旦ここでちょっと私のほうで質疑の仕方を整理させていただきたいんですけども、6月から実施しますよというこの町民に対しての配布資料の表現の方法として質疑を行っていただきたいと思うんです。今後の方針ですとか、方向性というところの部分については、別の場で確認いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。では、4ページ、ほかにございませんね。よろしいですね。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） 5ページいかがですか。見栄えとして。よろしいですね。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、6ページ。

○委員（坂本博道） はい。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） ちょっとさっきのと関係するかもしれないんですが、ここでペットボトルのキャップとラベルは燃やさないごみとして出してくださいと書いてあるので、逆に燃やさないごみのところにペットボトルのキャップとラベルというのは入れておいてあげたほうがいいんではないかなと思いますが、読んだら分かるという感じなので、このままやつたらペットボトルと一緒に出してもいいんかみたいに資源ごみやけどという感じになりそうなので。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） ありがとうございます。燃やさないごみのところのスペースの都合もありますけれども、なるべく入れたいというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 建設的なやり取りでした。

長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） このペットボトルもちろん資源ごみです。ペットボトルこれはまたペットボトルということで、リサイクルになるんですけれども、この毎週金曜日か2週に1回ペットボトル出すんですけれども、たまにキャップつきが多いんですよね。キャップつけたまま、だからそしたらこれ写真写すときはこれはキャップが写ってないということではっきりとキャップはまた別ですよということを書いてはどうかなと思うんですけども。

○委員長（常盤繁範） キャップは別ということですね。

内野課長、どうぞ。

○環境対策課長（内野悦規） ありがとうございます。このペットボトルだけの写真がキャップについているかのように見えるということですね。ありがとうございます。

○委員（長谷川伸一） 一部これはここにはキャップがついてます。

○委員長（常盤繁範） あれですので、キャップを外してペットボトルは捨ててというのをもつと分かりやすく。

○環境対策課長（内野悦規） 分かりやすく、はい、承知しました。ありがとうございます。

○委員長（常盤繁範） よろしいですね。

7ページ、いかがですか。

有害ごみ、これでいいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、8ページ、プラスチック使用製品、汚れたプラスチック製容器包装ここがあれなんですよね。ちょっとでも汚れていたら油分ついていたら燃やすごみということを表したいんですけども、いかがですか。よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、9ページ、小型家電回収ボックス、これで分かりますか。よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） 続きまして、10ページ、家電リサイクル対象品目と家庭用パソコンの

リサイクル、これは今までのと同じですね。よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○委員長（常盤繁範） 続きまして、11ページ、持込みですね。

坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） ちょっと勘違いかもしれません。持込み可能時間、祝日も入ったんです。

これは今度は入りますよという意味でいいんですか。今入ってましたっけ。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、今前回のやつちょっと持ってきておりませんので、

また後日確認はさせていただくんですけれども。

○委員（坂本博道） 今度は入るのかどうか。

○委員（佐藤利治） これうそ違うでしょう。

○環境対策課長（内野悦規） この説明させていただくと持込み時間のご案内として、月曜日

から金曜日の平日については午後1時から午後4時まで、ただ月曜日から金曜日のうち祝日の日については、午前中この8時半から11時半までが持込みごみの受付をさせていただくというご案内の内容でございます。

○委員長（常盤繁範） これでよろしいですか。ということは表現の方法として、例えばうち祝日の場合はとか、例えば文言を加えるとか必要性感じませんか。よろしいですか。この記載の形で理解できると思いますか。よろしいですね。大丈夫ですね。

では次のページいきます。

12ページ、ごみとして収集に出せないもの、大丈夫ですか。これも基本的に以前と同じルールなんですけれども、言葉ばかりになっていますけれども、これでよろしいですか。

馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） いつも出すときに苦労するんですけども、処理できないものの中に石とかブロックとかれんがとかそういうのは産廃になるの。

(「産業廃棄物です」と言う者あり)

○委員（馬場千恵子） 石、ブロック、れんが、1個でも2個でもということ。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員、ちょっとよろしいですか。質問中なのでもう一度お願いできますか。

○委員（馬場千恵子） 少量でもということで業者に来てもらわあかんということですか、1個、2個とかでも。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 小さい仏壇ということで……。

○委員長（常盤繁範） 馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） 石とかブロックとかれんがとか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） すみません、石とかれんがとかブロックについてなんですか  
ども、分野的には砂とかも一緒になってくるんですけども、清掃工場に持ち込まれた際に  
そういういたブロックとかを再生処理、処理をする方法がないんですね。ですので、清掃工場  
としては持ち込めないものとしてジャンル分けをしているんですけども、そういういたもの  
はどうするかというところなんですかでも、産業廃棄物の業者さんにお願いするかどうか  
というところかなと思います。

以上です。

○委員長（常盤繁範） その表記は必要性を感じるところありませんか。ここに書かれてない  
ところあるんですけども、不法投棄防ぐためにはその辺も記載するべきだと思うんですが。  
内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） このごみとして収集できないもの全般としてどういうふうに処  
理を考えていくのかというところになってくるかなと思うんですけども、ちょっと処理の  
方法が多岐になってきますので、このスペースで収まる部分でちょっと検討をさせていただ  
きたいと思います。

○委員長（常盤繁範） 分かりました。

続きまして、皆さん事前に確認されているということを前提として、13ページから21ペー  
ジ、気になる項目があればこの場でおっしゃっていただきたいんですけども、いかがです  
か。

長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） 私最後の22ページ、項目についてはいいんですけども、この最後の  
地図、この地図描いてます。清掃工場ここですよというのを、これ結局は掲載しているのは  
多分持込みごみの場所をここですよということですね。そしたらこれ書いたほうがいいの  
違う。ごみの持込みについてここですよというふうに、そうかもうこの何ページ、清掃工場  
へのごみの持込みでここに地図を入れてもいい、挿入で11ページにね。このページがもつた  
いないなど、これ使っているけれども、ここに一部半分もうちょっとプラスアルファのあれ

を入れてもいいし、啓発をそれはどうでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） ご提案ありがとうございます。

11ページの清掃工場へのごみの持込みのページに地図を追加すればどうかということかなと思います。このごみの持込みのページなんですけれども、自身で持込みと引取りサービスという2種類の持込み方法ございまして、これを切り離してご案内するとまた混乱するのかなというふうにも考えておりますので、この一番後ろのページでその清掃工場の場所、持込みの場所はここですよというふうに追記をさせていただければというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

13から15その辺21ページまでのこれ区分分け、見やすいといったら見やすいですけれども、見にくいと言えば見にくい、いかがですか。よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） では、全てチェック終わったということで、いろいろ建設的なご提案もいただきました。直しの部分あると思います。この配布についてのスケジュール最後にお話いただけますか。その上で最終稿我々にいつどのタイミングで見せてもらえますか。その後ご答弁いただけますか。

森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） すみません、まずこの分別、出し方の一番下見ていただきたいんですけども、当然今日ごみ特、1週間前に資料提出させてもらって今確認させてもらいました。二十数ページにわたることもありますので、環境対策課として一旦25日までに連絡、もし追加で意見等修正等ありましたら事前に連絡いただきたいというふうに思っております。

なお、当然最終的に9月の広報紙に折込みをさせていただきますので、印刷の関係で校正後の原稿についてちょっとお渡しできるタイミングがあるかどうか微妙なことが考えられますので、最終的にはもう9月の広報の折込みの分を見ていただいて確認してもらったらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（常盤繁範） 委員の皆様、その形でよろしいですか。

○委員（佐藤利治） 9月1日に見れる。

○委員長（常盤繁範） 9月1日の広報紙にもう折り込むんですって。

馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） 分別の紙も広報紙に折り込まれたんですけれども、広報紙に折り込むと自治会に入っている人だけに1日に配られるんです。ごみの問題は全住民の問題で、どこどこに意識的に取りに行くという人はそれでいいんですけども、取りに行けない人とかはそれはこの分別についてもちゃんと知るすべがないということになるので、そういう人の対応はどんなふうにされるんですか。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） 広報の配布の担当課であります政策調整課が窓口になると思われます。今馬場委員おっしゃられました自治会に入っていない人等々含めておられる状況は聞いておりますので、広報の配布にそういう方についての対応は、ちょっと政策調整課のほうに現在どういう対応されているのか、何人ぐらいおられるのか数もありますので、それはちょっと確認させてもらった上で対応させてもらいたいと思っております。

なお、今この分別と出し方カレンダー等々については、町のホームページ及び住宅課のほうでも置いておきますし、公民館等でも置いておく形をとりますので、そういうことでは予定しております。

○委員長（常盤繁範） 馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） すみません、これ全住民に関係することであって、広報紙とかインターネットとかいろいろホームページとかと言われていますけれども、それも見れない人でも出さないといけないんです。そういう人の対応はどうですかということで。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） その辺について広報担当課としてどういう対応されているのか確認した上で動きたい、当然環境対策課で個別配布が可能なかも数も含めてありますので、そこはちょっと確認させてもらった上で動きたいというふうに思っております。

○委員（佐藤利治） 委員長、いいですか。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員、どうぞ。

○委員（佐藤利治） 河合だけのことで言うたら自治会入っていない人企画のほうに電話入れて住所を言うたらいけずすぐには配れんけれども、15日頃にシルバーにみんなの税金使って配ってはりますわ。それが現状です。ただ、広報「かわい」はなくても生活にそんな困らんかも分からんけれども、ごみのやつは馬場さんおっしゃっているように生活に即困ります。だからそれは特別に何かルールつくって考えたほうがいいと思います。

○委員長（常盤繁範） 森川次長。

○生活環境部次長（森川泰典） その辺については、政策調整課にちょっと確認してどうできるか環境対策課のほうで考えたいというふうに思っております。

○委員長（常盤繁範） ちょっと閉じられないです、それだと申し訳ないです。委員長としてこれ衛生に関連することなんです。全ての世帯にこのごみの分別のルールを行き渡せる必要があるんではないのかという質問を先ほどからしているわけです。その辺も踏まえて確認をとりますではなくて、そのようにしますという形のものは。

馬場委員、どうぞ。

○委員（馬場千恵子） 森川次長の言われることよく分かります。本当に全町民に関わることですので、町長としても全ての住民に町民にこれを行き渡らせるというか、徹底させる方法、何かそういうのを考えてもうというと変な言い方ですけれども、どうすべきかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（常盤繁範） ご答弁いただけますか。

森川町長。

○町長（森川喜之） 馬場委員の質問にお答えいたします。

町としてこれは生活環境部だけの配布方法をとるのかどうか、そういうことを委員おっしゃっているのかなと思います。基本的に今町広報紙と一緒に配布するという基本的な形で考えてていますけれども、どこが入っていただいているのか入っていただいているのか2つに分けてやれることはまずないと思います。全町というか、各1軒ずつに清掃工場のこの基本的な配布物を1軒ずつ全体的に配るのか、それとも通常の配り方をするのかというのを検討しなければいけないと思います。この場ですぐにこれを自治会で入っておられない方が何人おられるのかそこらを分けることすら今の現状では大変難しいところがあると思います。もしやるんであれば全戸配布を別段1軒ずつチラシとして清掃工場の出し方を1軒ずつ配るかどうするかというのはちょっと内部での検討も必要なので、今すぐに返答せよというのではなくかなかちょっとできない問題でございますので、内部で調整をして取り組んでまいりたいと考えますけれども。

○委員長（常盤繁範） 今ご答弁いただいた内容も踏まえてなんですけれども、ほかの部署ですと広報紙の配布しているところとしてないところ明確に把握しているところはございますので、それも踏まえて今即答はできないかもしれませんけれども、部署間でしっかりと情報共有していただいて配布漏れがないように鋭意努力していただきたいということで、委員会としては求めましたという形でまとめさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（常盤繁範） ではほかに質疑ございますか。よろしいですか。

○委員（長谷川伸一） よろしいですか。

○委員長（常盤繁範） では、長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） その他なんですか。

○委員長（常盤繁範） その他ですね。その他どうぞ。

○委員（長谷川伸一） その他について一つ提案というのか質問します。

今河合町、粗大ごみは無料化ですね。今今回1、2、3、4と議題に上って議論しますと、やはり問題はいき着くところは先立つものが非常に厳しい状況ですよね。資金的に財源的にとなると粗大ごみの有料化もこのままずうっと有料化は賛成、反対はいろいろ意見あります。でも総合的にもう早期検討していただいて、河合町の場合は粗大ごみの料金もある程度ほかの町と比べて試算して策定して、そういう準備もしないと、今最近は目立ちませんけれども、他町からの持込み、粗大ごみの持込みは減っているかのように僕は見えるんですけども、そういったことも踏まえて、この点粗大ごみについての扱い、河合町としての収集の扱い、これをちょっと検討していただきたいんですけども。

○町長（森川喜之） はい、委員長。

○委員長（常盤繁範） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川委員の質問にお答えします。

今おっしゃっているとおり粗大ごみについても料金設定をするかどうか、また事業系のごみもございます。それらの費用についての条例の見直しも踏まえて、今後考えてまいりたいと思いますけれども、ごみ特の議会の先生方のご意見もしっかりと拝聴させていただいて、粗大ごみについてもまたごみの事業系のごみの値段の設定とともに考えてまいりたいと思います。今すぐにこれだけこうしますということはすぐに言えませんけれども、これは先生方のまたご意見も拝聴しながらまたごみ特でのまた話もさせていただかなければ、町だけでこれをやりますという話はなかなかできない話だと思っておりますので、また先生方のご理解とご見識をいただいてまた考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。

ほかにそのほかで何かございますか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（常盤繁範） では、私のほうで最後に次回の開催について確認させていただきます。

皆さんにお諮りしたいんですけども、次回の開催を議題3番にあるように河合清掃工場再整備計画についてご説明いただきました。廃炉が一応今年の末予定されているんです。しっかりとこれ廃炉されているのかどうかというのを確認した後に、確認させていただいた要是しっかりと廃炉に作業進んでいるかという部分を確認するために来年の1月中旬に開催して状況を確認したいというふうに考えるんですけども、いかがですか。

坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） 廃炉の確認もですが、10月からスタートした新制度を進捗どおりやっているかも含めて確認してみてもいいと思います。

○委員長（常盤繁範） よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） では、次回開催は、来年の1月中旬ということで、その前に10月過ぎぐらいに中継施設の視察を行うという形で予定していますので、ほかに何かございますか。よろしいですか。

（「なし」と言う者あり）

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（常盤繁範） それでは、第4回になりましたごみ処理施策検討特別委員会これにて終了させていただきます。

ありがとうございました。お疲れさまでございました。

閉会 午後 4時50分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

常 盤 繁 範